

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 88 条から 100 条の逐条解説

分担研究者 鎌田耕一 東洋大学名誉教授  
田中建一 東洋大学法学部非常勤講師

研究要旨

労働安全衛生法はその実効確保のため様々な制度を用意している。形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁することにより実効を確保するものといえるが、実際には、行政機関が法の実効に大きな役割を果たしている。

第 10 章は、この法律の実効性を確保するための事項として、行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）の役割を規定したものである。

すなわち、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第 88 条・第 89 条）、労働基準監督官の権限（法第 91 条・第 92 条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第 93 条・94 条）、労働衛生指導医の職務（法第 95 条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第 96 条）、労働者の申告（法 97 条）、都道府県労働局長等の使用停止命令等命令及び緊急措置命令（法 98 条・第 99 条）、並びに事業者の報告等（法第 100 条）がそれである。行政機関による監督等の仕組みについては、図 1「監督等の仕組み」を参照されたい。

本研究（分担部分）は、労働安全衛生法等の実効を確保するための行政機関の役割の全体像を図などを用いて分かりやすく解説するとともに、各条の解釈上の課題を明らかにすることを目的としている。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 88 条から 100 条について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

## C. 研究結果

## 第 10 章（88 条～100 条）

### 前注

労働安全衛生法は、その実効性確保のため様々な制度を用意している。形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁することにより実効を確保するものといえるが、実際には、行政機関が法の実効に大きな役割を果たしている。

第 10 章は、この法律の実効性を確保するための事項として、行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）の役割を規定したものである。

すなわち、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第 88 条・第 89 条）、労働基準監督官の権限（法第 91 条・第 92 条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第 93 条・94 条）、労働衛生指導医の職務（法第 95 条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第 96 条）、労働者の申告（法 97 条）、都道府県労働局長等の使用停止命令等命令及び緊急措置命令（法 98 条・第 99 条）、並びに事業者の報告等（法第 100 条）がそれぞれである。

行政機関による監督等の仕組みについては、図 1「監督等の仕組み」を参照されたい。

前回の厚労科研総括報告書は、行政が労働安全衛生の実効性確保に大きな役割を果たしているとしたうえで、法律と政省令の関係について、政省令が親法の委任を受けて規定されているため、政省令の定めが親法の解釈をき束してしまうことになると、労働安全衛生措置にすき間ができてしまう懸念が指摘されている。

前回報告書<sup>1</sup>は、こうした問題に対する解決策の一つとして「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく」という手法を提言している。本報告書は、上記の懸念を念頭において検討している。

1 第88条

1. 1 条文

（計画の届出等）

第88条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければ

ならない。

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4 事業者は、第一項の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第2項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該仕事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

5 前3項の規定（前項の規定のうち、第一項の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

6 労働基準監督署長は第1項又は第3項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第2項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を

差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

7 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第2項又は第3項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

## 1. 2 趣旨

本条は、労働者の危険及び健康障害の発生の防止を徹底するため、行政機関が、事業者が工事着手前に、当該計画の届出を受けて内容を審査し、必要に応じて勧告または命令を発することにより、工事の過程（施工業者等）と工事後（ユーザー企業等）における安全衛生を確保しようとするものである<sup>2</sup>。

事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前または14日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、行政機関（労働基準監督署長又は厚生労働大臣）に届け出なければならない。

また、届出があった計画のうち高度な技術的検討を要するものについては、厚生労働大臣が、学識経験者の意見を聴いてこれを審査し、所要の勧告または要請をするこ

とができるとしている（安衛法第89条第1項及び第2項）。

## 1. 3 沿革

戦前、工場法においては、その第13条が、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害するおそれがあるとみとめるとき、労働監督機関は予防又は除害のため必要な事項又は使用の停止を命ずることを規定したほか、企業の設備や建設物等の新設、操業の開始等に関して安全衛生上の立場から法律上の監督を規定していなかった。これは、工場法制定当時すでに各府県に警察命令による工場取締規則が制定されていたことによる。

日本国憲法施行と共に、従来警察命令で規定されていた事柄は新たに立法を必要とすることになったので、1947年制定された旧労基法（労働安全衛生法が分離する前）は、企業設備の新設に関する統一的監督規定を設けることになった<sup>3</sup>）。

すなわち、事業場の設備については労基法第45条に基づく命令で、事業付属寄宿舍については同法第96条に基づく命令で、あらかじめ一定の基準を示して、この基準に則って作成された新設計画を講じ、着手14日前までに届け出ることとした。さらに、第54条は、特定の条件下での監督上の行政措置を規定した。すなわち、常時10人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舍その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更する場合、第45条又は第96条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手14日前までに労働基準

監督署に届け出なければならないこと、労働基準監督署は、労働者の安全及び衛生に必要であると認めるときは、工場の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができることを規定した。

その後、1972年に労基法から労働安全衛生法が分離独立した際に、旧労基法第54条は現行の安衛法88条に近い形で受け継がれた。

すなわち、当時の安衛法は、第88条第1項において、事業場の業種及び規模が一定のものについて、建設物、機械等を設置・移転、又は主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を工事開始の日の三十日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定した。第2項では、危険有害な作業を必要とする機械、危険な場所において使用するものなど設置・移転し、又は主要構造部分を変更しようとする場合に準用した。第3項では、建設業その他の業種に属する一定の仕事の場合、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定し、さらに第4項では、数次の請負によって行なわれる場合において、計画届の義務を負う者を発注者又は元請負人に限定した。

そして、第5項は、労働基準監督署長は、上記の工事計画の届け出た事項について、「法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは」工事・仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる、と規定した。

昭和55年の改正労働安全衛生法は、①建設業に属する事業で大規模な仕事は、工事計画を開始日30日前に、労働大臣に届け出

ることを規定し、②工事計画の作成にあたって、特定の有資格者を参画させることを義務付けた。

昭和63年改正労働安全衛生法は、労働大臣、労働基準監督署長はこれまでの差し止め命令のほか、「必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。」と規定した。

平成26年改正労働安全衛生法は、従前の第1項の内容を削除した。同条がその役割を実質的に終えたと解されることと、届出を受ける労基署のキャパシティの問題を慮った措置である<sup>4</sup>。すなわち、従来、①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出、②危険な機械等を設置・移転等する場合の事前届出、③大規模建設工事の事前届出、④一定の建設工事等の事前届出の4つの場合を定めていたが、上記①が廃止となり、3つの場合となった<sup>5</sup>。

## 1.4 内容

### 1.4.1 本条の概要

#### 1.4.1.1 計画届が必要な場合

本条は、労働者の危険及び健康障害の防止を図るため、三つの場合に分けて、危害の発生が予想されるような設備が設けられたり、労働者の安全衛生を損なうような生産方法や工法等の採用が行われることを防止するために、その計画の届出をさせようとするものである。

すなわち、事業者は、

- ① 一定の危険又は有害な機械等の設置、移転、変更をしようとするとき（本条第1項）、
- ② 建設業の仕事で特に大規模なものを開始しようとするとき（本条第2項）、
- ③ 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のものを開始しようとするとき（本条第3項）には、

その計画を、一定期日前までに厚生労働大臣（②の場合）又は労働基準監督署長（①③の場合）に届け出なければならない。

ただし、事業者が一定の危険性または有害性等を調査し、リスクアセスメントを含め労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、一定の安全衛生水準を上回ると労働基準監督署長が認定した場合、工事計画等の事前審査を代替したものとみられ、上記①②の届出は免除される（本条第1項ただし書き）。

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、これらの届出について審査を行い、法令に違反する事実があると認めたときは、工事差止め等の命令をすることができる（本条第6項）。

さらに、厚生労働大臣及び労働基準監督署長は、工事差止め等の命令をした場合、必要があるときは、発注者に対し、労働災害の防止に関する事項について、勧告又は要請を行うことができる（本条第7項）。

工事計画の届出については、図2「工事計画の届出」を参照されたい。

#### 1.4.1.2 計画届の共通事項

1.2.1.1 で計画届が必要な三つの場合を示したが、ここでは計画届の共通事項、すなわち、届出の義務者、安衛法でいう事業場の意味、届出名義、届出先、参画者について説明する。

##### 1.2.1.2.1 計画届の提出義務者

計画届の提出義務者は事業者である。届出は事業場単位で行い、企業単位ではない。

事業場とは、労働基準法におけるそれと同様の意味で、工場、鉱山、事務所、店舗等のように一定の場所において関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう<sup>6</sup>。したがって、一つの事業場といえるかどうかは、主として組織の存在する場所を基準として決定される。同一の場所にあるものは原則として一つの事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場として扱われる。

ファミリーレストランチェーンを例にとれば、フランチャイズの本部があり、セントラルキッチンがあり、各店舗がある。場合によっては地域本部や地域配送センターが設けられている。事業場とは、これらそれぞれをいう。

ただし、同一の場所にあっても、著しく労働の態様を異にしている部門がある場合、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場ととらえることにより安衛法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場ととらえることになる。例えば、工場内に設けられた診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に付設された給食場等がある<sup>7</sup>。

計画届を提出する義務があるのは事業者である。法人の場合は、法人そのものをい

う。したがって、届出に当たっては、企業名と代表者名を記載し、一般的には社判と代表者印を押印して提出することになる。しかし、例えば、本社が東京にあり、工場が北海道から九州に10箇所あるという場合にすべてに代表者印を押印しなければ受理されないことになり煩雑である。そこで、厚生労働省は、当該事業場における安衛法に基づく報告等を行う権限が当該支店、事業場等の長に委譲されている場合には、当該支店、事業場の長の職及び氏名で行っても差し支えないとしている（昭和48.1.8基発第2号）。

#### 1.4.1.3 計画届の提出先

計画届の提出先は、当該事業場又は仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長である。しかし、建設業や採石業の場合、その事業場が複数の労働基準監督署長の管轄をまたぐ場合がある。そのような場合には、原則として事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長となる。

#### 1.4.1.4 参画人が参画する工事等

安衛法第88条の届出の対象となる工事のうち、以下のものは、一定の資格を有する参画人がその計画の作成に参画していなければならない。第1項のみならず、第2項又は第3項の届出においても同様である。

参画人の資格は、安衛則第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて同表の下欄に掲げる者とする（安衛則92条の3）。

参考人の参画する対象となる工事等は、以下の通りである（安衛則第92条の2）。

① 安衛法別表第7の上欄第10号(型枠支保工（支柱の高さが3.5メートル以上

のものに限る。))及び同第12号足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）を設置又は移転し、それらの主要構造部分を変更する工事

② 安衛則第90条第1号から第5号までに掲げる仕事（同条第1号から第3号までに掲げる仕事にあつては、建設の仕事に限る）。安衛則第90条は、参画人が参画する仕事として、i) 高さ31メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事（第1号）、ii) 最大支間50メートル以上の橋梁の建設等の仕事（第2号）、iii) 最大支間30メートル以上50メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（第18条の2の2の場所において行われるものに限る。）（第3号）、iii) ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）（第4号）、iv) 掘削の高さ又は深さが10メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事（第4号）、v) 圧気工法による作業を行う仕事、を掲げている。

#### 1.4.2 一定の危険又は有害な機械等の設置・移転・変更

##### 1.4.2.1 本条第1項の規定による届出

本条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、安衛則別表第7の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又

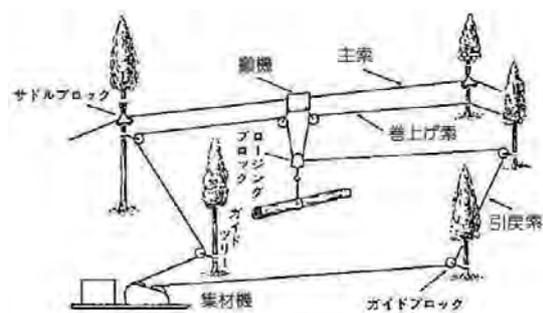
はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、様式第 20 号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則 86 条第 1 項）。様式第 20 号等については下記参照。

#### 1.4.2.2 危険有害機械等の範囲

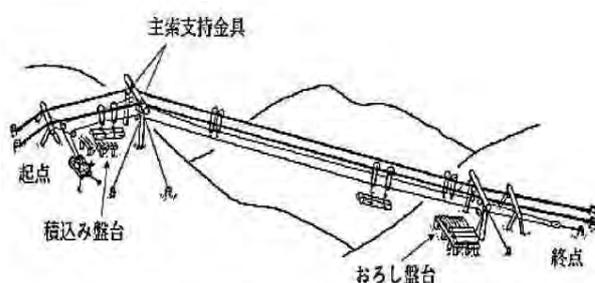
安衛則第 85 条は、本条に定める危険有害機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第 7 の上欄に掲げる機械等としている（ただし、別表第 7 の上欄に掲げる機械等で、①機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう（図参照））、

運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定期間駆虫において運搬する設備をいう（安衛令第 6 条第 3 号）。（図参照））、架設通路及び足場以外の機械等で、6 月未満の期間で廃止するもの、②機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が 60 日未満のもの、は除く）。

#### 【機械集材装置<sup>8)</sup>】



#### 【運材索道<sup>9)</sup>】



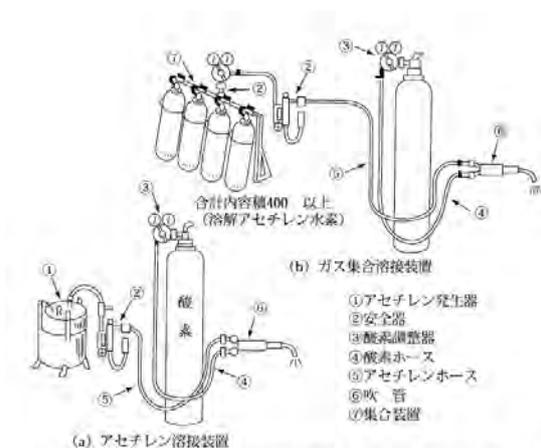
※一定区間を運材するものであり、原木等を積み込む位置と降ろす位置が決まっている。

別表第 7 の上欄に掲げるものは以下の通りである。

- ① 動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）【\*動力プレスとは、動力により駆動されるプレス機械をいう（安衛則第 36 条第 2 号）】
- ② 金属その他の鉍物の溶解炉（容量が 1 トン以上のものに限る。）【\*溶解炉には、溶鉍炉、電気炉、転炉等がある。】
- ③ 化学設備（配管を除く。）（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が 65 度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）【\*化学設備とは、安衛令別表第一に掲げる危険物を製造し、もしくは取扱い、またはシクロヘ

キサノール、クレオソート油、アニリンその他引火点が 65 度以上の物を引火点以上の温度で製造し、もしくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいう（安衛令第 9 条の 3 第 1 号。）

- ④ 乾燥設備（令第 6 条第 8 号イ又はロの乾燥設備に限る。）
- ⑤ アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）【アセチレン溶接装置とは、アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、または加熱する設備をいう（安衛令第 1 条第 1 号）。アセチレン発生器とは、カーバイトに水をかけてアセチレンガスを発生させるものである。溶解アセチレンとは、アセチレンガスボンベに封入されたものをいう。<sup>10</sup>】アセチレン溶接装置と次のガス集合溶接装置を図示すると以下のようなものである<sup>11</sup>。



- ⑥ ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）ガス集合溶接装置とは、ガス集合装置、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断

し、又は加熱する相違をいう（安衛令第 1 条第 2 号、安衛則第 308 条第 1 項）。ガス集合溶接装置とは、10 以上の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置又は 9 以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては 400 リットル以上、その他の可燃性ガス（プロパンガス等）の容器にあつては 1000 リットル以上のものをいう（安衛令第 1 条第 2 号）。ガス集合溶接装置の図は、アセチレン溶接装置の項を参照。】

- ⑦ 機械集材装置（原動機の定格出力が 7.5 キロワットを超えるものに限る。）
- ⑧ 運材索道（支間の斜距離の合計が 350 メートル以上のものに限る。）
- ⑨ 軌道装置【事業場附帯の軌道および車両、動力車、巻上げ機等を含む一切の装置で、動力を用いて軌条により労働者または荷物を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法、鉄道事業法、軌道法の適用を受けるものを除く）】をいう（安衛則 195 条）（写真参照<sup>12</sup>）。軌道とは、動力車、貨車、人車等を運行する線路をいう。



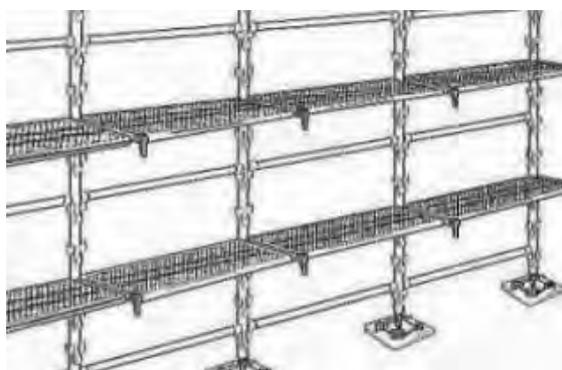
トラバースは軌道及び動力原動機を有しているが、トラバースのみでは

起動装置にならないが、安衛則に定める軌道装置の適用を受ける軌道に接続して使用されるトラバーサーは、安衛則の適用を受ける（昭和24. 8. 8 基収第2480号、昭和33. 2. 13 基発第90号）。有軌道台車（コンピュータにより制御され、無人の状態でコイルなどを搬送する装置）は、構造上、脱線、転倒等その他災害のおそれがないとして、安衛則195条の軌道装置として取り扱われないとされる（平23. 11. 28 基安発第1128第1号）】

- ⑩ 型枠支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）【型枠支保工とは、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ（建設物の床のように水平方向に長く平べったいコンクリート構造物）、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう（安衛令第6条第14号）。】
- ⑪ 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）【架設通路とは、労働者が通行するための設備、つまり通路であって、両端が支持されているものをいう。架設足場の登りさん橋（昇降階段）が典型だが、仮設物に限られない<sup>13</sup>。登りさん橋とは、建築工事に従事する作業員が、歩いて上り下りできるようにしたスロープ状の仮設通路のこと。（写真参照）<sup>14</sup>。】



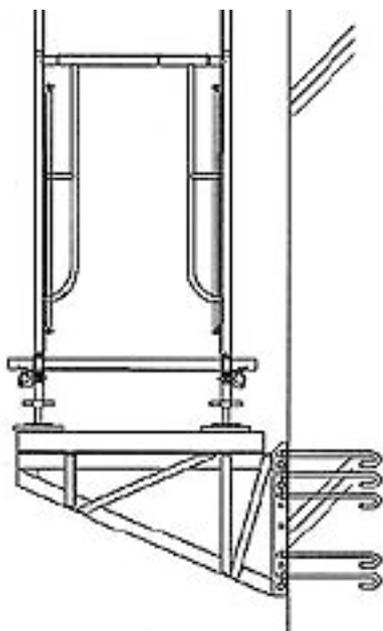
- ⑫ 足場（つり足場、張り出し足場以外の足場に あつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）足場とは、いわゆる本足場、一側足場（いっそくあしば、ブラケット足場）、つり足場、張り出し足場（地面から本足場を組み上げられない場合に、工事中の建物の躯体に張り出し材を取り付けて、その上に本足場を設置する、といったつくりの足場）、脚立足場等のように、建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋸打ち、部材の取り付け又は取り外し等の作業において、労働者を作業箇所へ接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物をいう<sup>15</sup>。（一側足場の図参照<sup>16</sup>）



（つり足場の図参照）<sup>17</sup>



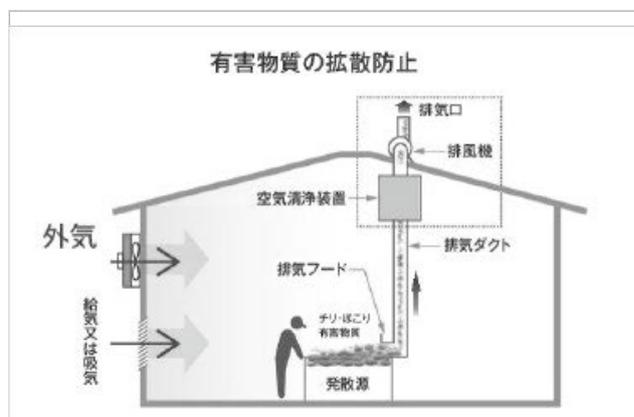
（張り出し足場の図参照）<sup>18</sup>



- ⑬ 有機則第5条又は第6条(特化則第38条の8)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）【有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の

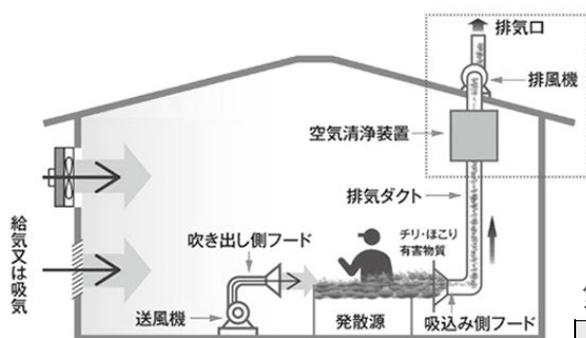
作業に幅広く使用されている。有機溶剤は常温では液体だが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される<sup>19</sup>。局所排気装置とは、有害物の発散源に吸引口を設け、吸引気流によって当該有毒物を含んだ空気を吸入するものである。その風上川に労働者を配置して作業することにより、有害物に暴露することを防ぐ。プッシュプル型換気装置とは、動力により一定方向の流れを持つ吹き出し、吸い込み気流を形成し、有害物を含む空気を吸入するものである。全体換気装置とは、換気扇が典型だが、当該有害物を取り扱う作業場の空気を排出することにより、室内の有害物の濃度を低下させる<sup>20</sup>。】

（局所排気型換気装置の図参照）<sup>21</sup>。



（プッシュプル型換気装置の図参照）<sup>22</sup>。

汚染物質の拡散防止



労働大臣の許可を受けなければ、製造し、又は輸入することが禁じられている物をいう。具体的には、特化則第1条第1項に定める物質をいう。特定第2類物質とは、第2類物質のうち、特化則第2条第1項で定める物質をいう。

25】

第1類物質<sup>26</sup>

- ⑭ 鉛則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置。【焼結鉍とは、製鉄の焼結工程において使用するため、粉状の鉄鉍石を焼き固めたものをいう。高炉に粉状の鉄鉍石をそのまま入れると目づまりを起こし、炉内の下から上の還元ガスの流れを阻害するので、石灰石を混ぜ一定の大きさに焼き固めている<sup>23</sup>。】
- ⑮ 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む）に用いる機械又は装置。【四アルキル鉛とは、鉛にエチル基又はメチル基が合計4個ついた物をいい、内燃機関の燃料であるガソリンのオクタン価を高める添加物であるアンチノック剤として使用される物をいう。極めて毒性が高い<sup>24</sup>。】
- ⑯ 特化則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は特化則第4条第一項の特定第二類物質等を製造する設備。【第1類物質とは、製造許可物質とも呼ばれ、労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物であることから、予め厚生

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
ジクロロベンジジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
アルファーナフチルアミン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
塩素化ビフェニル（別名PCB）	特定されず	1%超	非該当	0.01mg/m <sup>3</sup>
オルトトリジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
ジアニジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
ベリリウム及びその化合物	特定されず	1%超（合金は3%超）	該当	ベリリウムとして

				0.001 mg/m <sup>3</sup>
ベンゾトリ クロリド	98-07 -7	0.5% 超	該当	0.05p pm

### 特定第2類物質<sup>27</sup>

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
エチレンイミン	151-56-4	1%超	該当	0.05p pm
エチレンオキシド	75-21-8	1%超	該当	1ppm
塩化ビニル	75-01-4	1%超	該当	2ppm
クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	1%超	該当	—
酸化プロピレン	75-56-9	1%超	該当	2ppm
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	1%超	該当	0.005 mg/m <sup>3</sup>
ジメチル-2,2-ジクロロビニル	62-73-7	1%超	該当	0.1mg /m <sup>3</sup>

ホスフェイト (DDVP)				
1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7	1%超	該当	0.01p pm
ナフタレン	91-20-3	1%超	該当	10ppm
ニッケルカルボニル	13463-39-3	1%超	該当	0.001 ppm
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	1%超	該当	—
ペータープロピオラクトン	57-57-8	1%超	該当	0.5pp m
ベンゼン	71-43-2	1%超	該当	1ppm
ホルムアルデヒド	50-00-0	1%超	該当	0.1pp m
オルト-トルイジン	95-53-4	1%超	該当	1ppm
アクリルアミド	79-06-1	1%超	非該当	0.1mg /m <sup>3</sup>
アクリロニトリル	107-13-1	1%超	非該当	2ppm
塩素	7782-50-5	1%超	非該当	0.5pp m
シアン化水	74-90	1%超	非該当	3ppm

素	-8		当	
臭化メチル	74-83 -9	1%超	非該 当	1ppm
トリレンジ イソシアネ ート	584-8 4-9 91-08 -7	1%超	非該 当	0.005 ppm
パラニト ロクロルベ ンゼン	100-0 0-5	5%超	非該 当	0.6mg /m <sup>3</sup>
弗化水素	7664- 39-3	5%超	非該 当	0.5pp m
沃化メチル	74-88 -4	1%超	非該 当	2ppm
硫化水素	7783- 06-4	1%超	非該 当	1ppm
硫酸ジメチ ル	77-78 -1	1%超	非該 当	0.1pp m

- ⑰ 令第9条の3第2号の特定化学設備及びその附属設備。【特定化学設備とは、安衛令別表第3号第2号に掲げる第2類物質のうち厚生労働省令で定めるもの（特定第2類物質）又は同表第3号に掲げる第3類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう（特化則第13条）。その附属設備とは、特定化学設備に附設されたものをいい、主なものとしては、動力装置、圧縮装置、給水装置、計測装置、安全装置とうがある（平18. 2. 24基発第0224003号）】

- ⑱ 特定第2類物質又は特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特化則第2条の2第2号又は第4号から第8号までに掲げる業務のみに係るものを除く。）【管理第2類物質とは、特定化学物質の第2類物質のうち、特定第2類物質及びオーラミン等以外をいい、具体的には特化則第2条第1項が定めるものをいう。】

管理第2類物質<sup>28</sup>

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
三酸化二アンチモン	1309-64-4	1%超	該当	アンチモンとして0.1mg/m <sup>3</sup>
インジウム化合物	特定されず	1%超	該当	—
クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
コバルト及びその無機化合物	特定されず	1%超	該当	コバルトとして0.02mg/m <sup>3</sup>

コールタール	特定されず	5%超	該当	ベンゼン可溶性成分として 0.2mg/m <sup>3</sup>
重クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	特定されず	1%超	該当	ニッケルとして 0.1mg/m <sup>3</sup>
砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	特定されず	1%超	該当	砒素として 0.003mg/m <sup>3</sup>
リフラクトリーセラミックファイバー	特定されず	1%超	該当	5μm以上の繊維として 0.3本/cm <sup>3</sup>
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	特定されず	1%超	非該当	水銀として 0.01mg/m <sup>3</sup>
オルトーフタロ	91-15	1%超	非該当	0.01mg

ジニトリル	-6		当	/m <sup>3</sup>
カドミウム及びその化合物	特定されず	1%超	非該当	カドミウムとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
五酸化バナジウム	1314-62-1	1%超	非該当	バナジウムとして 0.03mg/m <sup>3</sup>
シアン化カリウム	151-50-8	5%超	非該当	シアンとして 3mg/m <sup>3</sup>
シアン化ナトリウム	143-33-9	5%超	非該当	シアンとして 3mg/m <sup>3</sup>
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	特定されず	1%超	非該当	水銀として 0.025mg/m <sup>3</sup>
ニトログリコー	628-96-6	1%超	非該当	0.05ppm
ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	87-86-5 131-52-2	1%超	非該当	ペンタクロルフェノールとして 0.5mg/m <sup>3</sup>
マンガン及びその化合物	特定され	1%超	非該当	マンガンとし

(塩基性酸化マ ンガンを除く。)	ず			て 0.2mg/ m <sup>3</sup>
---------------------	---	--	--	-------------------------------

⑱ 特化則第 10 条第 1 項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの。

【特定化学物質のうち一定の物のガス又は蒸気を含む気体を排出する製造設備の排気筒又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置には、一定の処理方式による排ガス処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する排ガス処理装置を設けなければならない(特化則第 10 条第 1 項)。そのうち、アクロレイン(有害物質)に関する設備が対象となる。】

⑳ 特化則第 11 条第 1 項の排液処理装置。

【特定化学物質のうち一定の物を含むする排液(第 1 類物質を製造する設備からの廃液を除く)については、一定の処理方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けなければならない(特化則第 11 条第 1 項)。】次の物が対象である<sup>29</sup>。

物質名	処理方式
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。	酸化・還元方式
塩酸	中和方式

硝酸	中和方式
シアン化カリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
シアン化ナトリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
ペンタクロロフェノール (別名 PCP)およびその ナトリウム塩	凝集沈でん方式
硫酸	中和方式
硫化ナトリウム	酸化・還元方式

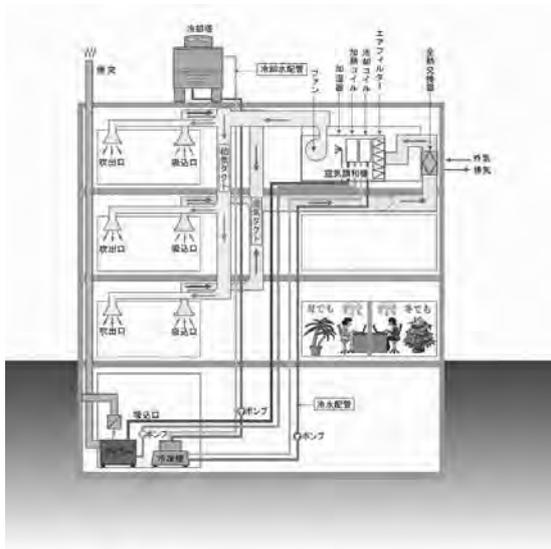
21 特化則第 38 条の 18 第 1 項の硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備(屋外に設置されるものを除く。)

22 特化則第 38 条の 19 の 1・3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備

23 電離則第 15 条第 1 項の放射線装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器を除く。以下この項において同じ。)【放射線装置とは、次の装置又は機器をいう(電離則第 15 条第 1 項)。すなわち、①エックス線装置、②荷電粒子を加速させる装置、③エックス線管若しくはケノトロン(ケノトロン)のガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置、④放射性物質を装備している機器をいう。

表示付認証装置とは、R I 装備計器（R I（放射性同位元素）を利用して、水分や密度を測定する装置を装備したもの）のうち、原子力規制委員会又は登録認証機関の（財）原子力安全技術センターで設計認証を受けたものをいう<sup>30</sup>。】

- 24 事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの。【空気調和設備とは、空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給できる設備をいう（事務所則第5条第1項）。機械換気設備とは、空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう（事務所則第5条第1項）。図参照<sup>31</sup>。



- 25 粉じん則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置。【粉じん則別表第2第6号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、粉じん則別表第1第6号又は第7号に掲げる作業に係る粉塵発生源のうち、屋内の、研

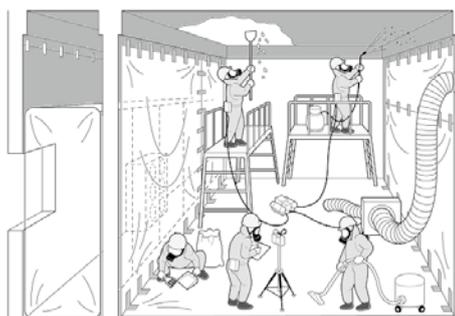
磨材の吹きつけにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を掘る箇所を有する機械又は設備をいう。別表第1第6号とは、「岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第13号に掲げる作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。」であり、第7号の作業とは、「研磨材の吹きつけにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）」をいう。粉じん則別表第2第6号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、別表第一第八号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所を有する機械または設備をいう。別表第1第8号の作業とは、「鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。」をいう。同表第14号の型ばらし装置とは、別表第1第15号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る作業において用いる装置である。型ばらし装置とは、鋳造（溶かした金属を型の中に注いで、所定の形にする製造方法）の型、特に砂型（す

ながた)を解体する時には、多量の粉塵(型に使われていた砂や、金属粉、離型剤の粉等々)が発生するが、この型を解体するのが「型ばらし」で、振動を加えて型を崩す機械や、棒で突いて型を崩す機械 などがあ  
る<sup>32)</sup>】

26 粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置

27 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備。【事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設備の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りではない(石綿則第12条)。なお、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する物は製造禁止である<sup>33)</sup>。】

石綿等の粉じん発散抑制の設備<sup>34)</sup>



#### 1.4.3 計画の届出等

##### 1.4.3.1 計画の届出書等

事業者は、安衛則別表第7の上欄に記載に掲げる危険有害機械等を設置し、若しく

は移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、所定の様式(様式第20号)による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない(安衛則86条第1項)。所定の様式は図3「様式第20号」を参照されたい。

ただし、以下の場合には安衛法第88条第1項による届出は要しない(安衛則第86条第2項、第3項)。

- ① 特化則第49条第1項の規定による申請をした者が、別表第7の16の項から20の3の項までの上欄に掲げる機械等の設置を行う場合
- ② 石綿則第47条第1項又は第48条の3第1項の規定による申請をした者が、別表第7の25の項の上欄に掲げる機械等の設置を行った場合

##### 1.4.3.2 計画届出書の提出先、期日

届出書の提出先である所轄労働基準監督署長の所轄とは事業所の所在地を管轄する労働基準監督署を指す。

届出の期日は、工事開始の30日前までとされている。

##### 1.4.3.3 計画の作成における参画人

厚生労働省令で定める一定の工事の計画及び仕事の計画を作成するときは、一定の資格を有する者(参画者)を参画させなければならない(本条第4項)。第1項から第3項までの届出の対象に応じて、参画者の資格は異なっている。詳細は安衛則第92条の3、別表第9参照されたい。

1.4.4 建設業の仕事で特に大規模な仕事の計画届（本条第2項）

1.4.4.1 計画届の方法

建設業の仕事で特に大規模な仕事については、事業者は、その仕事の開始の日の30日前までに、直接、厚生労働大臣に届けなければならない（本条2項）。

ここで、工事の開始の日とは、本工事ないし本体工事に着手する日であると考えられ、例えば、ずい道建設においては立杭又は本杭の掘削に着手する日、ビル建築では基礎掘削に着する日などがこれにあたる。

ここでの届出の対象となる仕事には、すべて一定の資格者がその計画作成に関与することを要する。

建設業に属する事業の仕事について、本条第2項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第21号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事にかかる場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第21号の2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない（安衛則第91条第1項）。

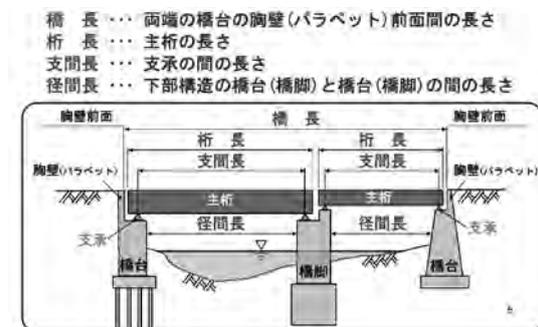
- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 建設等をしようとする建設物の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す書面又は図面
- ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ⑥ 工程表

1.4.4.2 計画届の対象工事

厚生労働大臣への届出の対象工事としては、過去の災害状況からみて、爆発、倒壊、異常出水等の災害の危険性が特に高いトンネル、橋梁、潜函等に係る建設工事のうち、危険度等を考慮して、次のような仕事の対象工事に規定されている（安衛則第89条）。

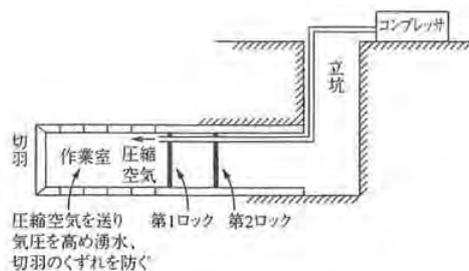
- ① 高さが300メートル以上の塔の建設の仕事
- ② 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が150メートル以上のダムの建設の仕事
- ③ 最大支間500メートル（つり橋にあつては、千メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事（\*最大支間とは橋梁の支点と支点の間隔のうち、最大のものをいう（昭和55・11・25基発第648号））

橋梁の各部分の長さ<sup>35</sup>



- ④ 長さが3千メートル以上のずい道等の建設の仕事
  - ⑤ 長さが千メートル以上3千メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが50メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの
  - ⑥ ゲージ圧力が0.3メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事
- 【圧気工法とは、構造物の基礎や地下トンネルなどで、湧水を防ぐため、高い

空気圧のもとで掘削作業を進める工法。基礎の場合には、空気ケーソン、潜函、ニューマチックケーソン（→ケーソン基礎工法）、地下トンネルの場合には、シールド工法などと呼ばれている。作業員が高い気圧のもとで作業をするので、作業時間などに制約があるが、直接地質を確かめながら作業できるので、確実な工事が可能となる。近年は、大型基礎に空気ケーソンを用い、各種の建設機械をケーソンの中に持込み、機械化作業が行われるようになった<sup>36</sup>。【図参照<sup>37</sup>】



圧気工法（トンネル工事）の概略図

- ⑥ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
- ⑦ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
- ⑧ 掘削の高さ又は深さが10メートル

以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

- ⑨ 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

1.4.5 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類の仕事（本条第3項）

1.4.5.1 計画届の方法

事業者が建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のもの（以下では建設業等の仕事）を開始しようとするときは、工事開始14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない（法第88条第3項）。

土石採取業とは、採石業や土砂採取業が含まれるが、鉱業は経済産業省が所管するため、ここでの対象とならない。

1.4.5.1.1 建設業の計画届（本条第3項）

建設業に属する事業の仕事について、本条第3項の規定に基づく届出をする場合、安衛則91条第1項の規定を準用する（安衛則第91条第2項）。

1.4.5.1.2 土石採取業の計画届

土石採取業に属する事業の仕事について、本条第3項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第21号による届書に次の書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない（安衛則第92条）

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ③ 採取の方法を示す書面又は図面
- ④ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

#### 1.4.5.2 計画届の対象

本条第3項の厚生労働省令で定める仕事とは、以下のものをいう（安衛則第90条）。

- ① 高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事
- ② 最大支間 50 メートル以上の橋梁（りょう）の建設等の仕事
- ③ 最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁（りょう）の上部構造の建設等の仕事（第18条の2の2の場所において行われるものに限る。）
- ④ ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）
- ⑤ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山（じやま、人為的な盛り土などが行われていない、自然のままの地盤をいう<sup>38</sup>）の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事
- ⑥ 圧気工法による作業を行う仕事
- ⑦ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
- ⑧ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第5号に掲げる廃棄

物焼却炉（火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり 200 キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事。

【火格子とは、ボイラーの焚口（たきぐち）と火堰（ひぜき）の間にあつて、燃焼する固体燃料を支えるもので<sup>39</sup>、火格子面積とは燃焼室内の免責をいう。】

- ⑨ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
- ⑩ 坑内掘り（坑道を開削して地下の鉱体や炭層を採掘する採掘方式。露天掘りに対する<sup>40</sup>。）による土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

1.4.5 数次の請負による工事の場合の特例  
第3項の届出に関して、建設工事が数次の請負契約によって行われる場合において、当該工事を自ら行う発注者（他者に仕事を請け負わせているが、丸投げせず、自らも仕事を行う者。他者に丸投げする者を含まない点で（特定）元方事業者とは異なる場合があり、他者から仕事を請け負う者を含まない点で、注文者とは異なる）がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。つまり、数次の請負契約によって工事が行われる場合、下請の事業者は届出義務を負わない（本条第5項）。

この場合、元請負人が共同企業体（JV）の場合は、事前に「共同企業体代表者届」を所轄の労働基準監督署長に提出した場合、当該代表者である企業を安衛法で定める事業者とみなして同法を適用するため（法第5条）、計画の届出も代表者である企業に対してのみ義務が生ずる<sup>41</sup>。

#### 1.4.7. 計画届免除認定制度

安衛法第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者について、本条第1項及び第2項に基づく計画の届出義務が免除される（安衛法第88条第1項ただし書き（第2項で準用する場合を含む））。

平成18年施行の改正安衛法において設けられた制度である。

計画届免除認定制度の流れは図4「計画届免除認定制度の概要」を参照されたい。

##### 1.4.7.1 免除申請できる事業者

事業者が、以下の①から③までのすべての要件を満たす場合、計画の届出等の免除申請ができる。

- ① 法28条の2第1項の危険性又は有害性の調査を含む法第24条の2の指針に従った自主的活動（労働安全衛生マネジメントシステム）が行われていること（安衛則第87条第1項及び第2項）
- ② 安衛則第87条の3に定める欠格条項に該当しないこと
- ③ 安衛則第87条の4に定める認定基準に該当すること

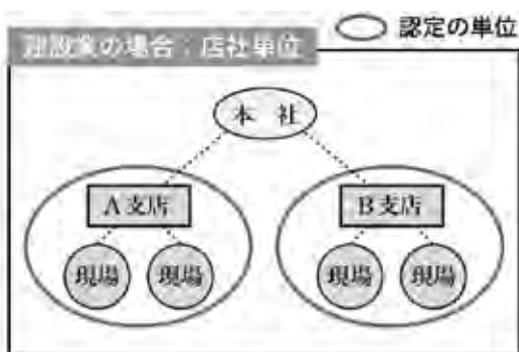
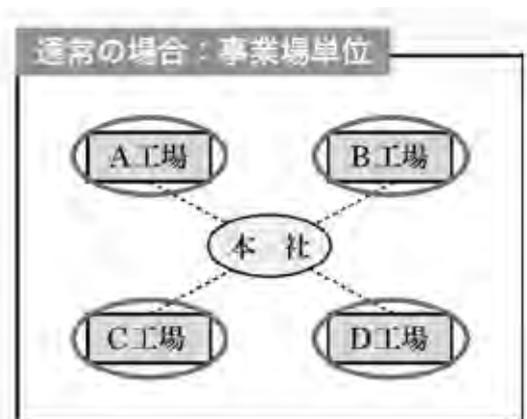
である。

欠格事項とは、以下の場合をいう。①法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者、②認定を受けようとする事業場について第87条の9の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者、③法人で、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるものは、認定を受けることができない（安衛則第87条の3）。

労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として、トップの方針のもと、実施したリスクアセスメントの結果に基づき、事業者が目標の設定、計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程（PDCA）を定めて行う自主的な安全衛生活動の仕組みである<sup>42</sup>。厚生労働省は「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（令和元年7月1日基発0701第3号）を公表している<sup>43</sup>。

##### 1.4.7.2 免除認定の申請

認定は、通常は事業場単位で、所轄労働基準監督署長が行う（規則87条の2）。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごとに認定を行う（安衛則88条）。認定の単位については、下記の図を参照されたい<sup>44</sup>。



免除認定の申請を行おうとする事業者は、計画届免除認定申請書（様式第 20 号の 2）に次の①から④までの書面を添えて、所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 87 条の 5 第 1 項）。

- ① 安衛則第 87 条の 3 各号（欠格事項）に該当しないことを説明した書面
- ② 安衛則第 87 条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）の実施状況について、申請の日 3 カ月以内に一定の要件を備えた 2 人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による評価を受けたことを証する書面及び評価結果の概要を記載した書面
- ③ 前記②の評価について、一定の要件を

備えた 2 人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による監査を受けたことを証する書面

- ④ 前記②③の要件に該当することを証する書面

#### 1.4.7.3 認定基準

所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。

- ① 第 87 条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）を適切に実施していること
- ② 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること<sup>45</sup>
- ③ 申請の前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害<sup>46</sup>が発生していないこと

が要件となっている（安衛則第 87 条の 4）。

なお、厚生労働省は、さらに詳しい認定基準を、「労働安全衛生法第 88 条に基づく計画届の免除認定制度の運用について」

((平成 18 年 3 月 10 日)(基安発第 0310001 号)に定めている。

#### 1.4.7.4 認定の有効期間、措置の停止、取消し等

事業者は 3 年ごとに更新をうけなければ、受けた認定は失効する（安衛則第 87 条の 6 第 1 項）。

認定を受けた事業者は、認定を受けた事業場ごとに、一年以内ごとに 1 回、実施状況等報告書に安衛則第 87 条の措置の実施

状況について行った監査の結果を記録した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない(安衛則第 87 条の 7)。

認定を受けた事業者が、認定を受けた事業場において安衛則第 87 条の措置を行わなかったときは、その旨を速やかに所轄労働基準監督署長に報告するとともに、認定証を返納しなければならない（安衛則第 87 条の 8）。

欠格事項に該当するに至ったとき、認定基準に適合しなくなったと認められるとき、実施状況等報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき、又は不正の手段により認定若しくはその更新を受けたことが明らかになったときは、認定は取り消される（安衛則第 87 条の 9）。

#### 1. 4. 8 差止め又は変更命令

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、届け出られた計画をチェックした結果、その計画による建設物、機械等の設置、移転、変更又は仕事の開始についての内容が労働安全衛生法令に違反すると認めた場合、工事若しくは仕事の開始の差止め、又は計画変更を届出者に対して命令することができる（本条第 7 項）。

#### 1. 4. 9 発注者に対する勧告又は要請

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、本条 7 項の規定に基づき差止め命令又は変更命令をした場合で、必要があると認めるときは、当該命令に係る工事の発注者等に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること等、労働災害防止に関する事項について必要な

勧告又は要請を行うことができる（本条第 8 項）。

#### 1. 4. 10 本条違反の場合の罰則

事業者が、本条第 1 項から第 4 項までの規定に違反して計画の届出をしない場合又は第 5 項の規定に違反し有資格者を参画させない場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（安衛法第 120 条第 1 号）。

事業者が第 6 項の規定に違反して、労働基準監督署長の命令に従わない場合には、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 2 号）。

計画届の提出期限に遅れた場合は、その計画届の内容を審査する期間がないため、法令に従って、労働基準監督署長はその受理を拒むことになる。

ただし、運用の実態としては、届出期限に遅れた場合、労働基準監督署長から、「遅延理由書」の提出を求められ、その添付を条件に、提出期限に遅れた計画届を受理するということもある<sup>47</sup>。

## 2. 第 89 条

### 2. 1 条文

#### （厚生労働大臣の審査等）

**第 89 条** 厚生労働大臣は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

**2** 厚生労働大臣は、前項の審査を行なうに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第2項の規定により第1項の計画に関してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 2.2 内容

### 2.2.1 趣旨

本条は、前条の規定により届けられた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて、厚生労働大臣が行う審査、それに基づく勧告等について定めたものである。

技術革新の進展により、大幅な機械化や設備の大型化のほか、新原材料、新生産方法の採用等が急テンポに進むため、危害防止のための措置基準や構造基準等に常に検討が加えられているとはいえ、拡散業界の技術水準に即応することが困難な場合がある。前条の届出内容が法令の定める措置基準等に違反する場合は、厚生労働大臣又は労働基準監督署長が前条第7項に基づく命令をすることができることはもちろんであるが、届出内容が法令に規定される技術水準を超えているような場合でも基準がないからといって安全衛生確保の観点からは、これを放置することはできない<sup>48</sup>。

### 2.2.2 審査の対象（第1項）

本条第1項において、厚生労働大臣が審査を行うのは、前条の規定（第88条第1項から第3項までの規定）による届出があつた計画のうち、「高度の技術的検討を要するもの」である。具体的には、新規に開発された工法等を採用する建設工事計画、石油化学工場等における新生産方式の採用による設備増設計画等である<sup>49</sup>。

そして、これらの計画内容がこの法令又はこれに基づく命令に違反事実がなくても、届け出られてた計画内容について、厚生労働大臣は学識経験者の意見を聴いて安全性を審査することができる<sup>50</sup>。

### 2.3.2 審査の方法（第2項）

厚生労働大臣は、この審査に際しては、安衛則第93条に従って、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

審査を行うに当たって、審査対象となった計画に関して意見を求められた学識経験者は、審査対象の計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（第5項）。

審査委員候補者名簿に記載される者は、安全又は衛生について高度の専門的な知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が委嘱して、その名簿を作成し、公表される（安衛則第94条）。

### 2.3.3 事業者への勧告又は要請（第3項）

厚生労働大臣は、この審査の結果、労働災害防止のため必要があると認めるときは、その審査対象となった計画の届出をした事業者に対し、必要な勧告又は要請をすることができる。

厚生労働大臣は、その勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、届出を行った事業者の意見をきかなければならない（第4項）。

### 3. 89条の2

#### 3.1 条文

##### （都道府県労働局長の審査等）

**第89条の2 都道府県労働局長は、第88条第1項又は第3項の規定による届出があつた計画のうち、前条第1項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。**

**2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の審査について準用する。**

#### 3.2 内容

##### 3.2.1 趣旨

安衛法第89条の規定に基づいて厚生労働大臣は特に大規模な工事等の計画を中心に審査を行うこととされているが、厚生労働大臣の審査の対象となっているものに準ずるような工事等の計画についても、専門的観点からの検討を行うことが労働災害防止のために有効であることから、本条は厚生労働大臣が審査を行う高度の技術的検討を要する工事等の計画に準ずる工事等の計画について、都道府県労働局長が審査を行うことができるとした。

本条は、厚生労働大臣が審査を行うことになっていない工事等の計画の中にも、地質が極めて軟弱なところや有害ガスが発生するところで行うもの、曲率の大きい曲線けたの橋梁や土被りが小さく断面のおおきなずい道等、建設する物の構造が特殊なもの等危険性の高いものがあり、このような建設工事において、あらかじめ専門的な観点からの検討が十分行われていなかったことによる災害がみられたことから、平成4年の改正によって新設された規定である<sup>51</sup>。

##### 3.2.2 本条の対象となる計画

都道府県労働局長は、第88条第1項又は第3項の規定による届出があつた計画のうち、安衛法第89条第1項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。

ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする（本条第1項ただし書き）。

安衛法第89条第2項から第5項までの規定は、この審査について準用する（本条第2項）。

##### 3.2.3 計画届の対象となる仕事

法第89条の2第1項の厚生労働省令で定める計画は、次の仕事を対象とする（安衛則第94条の2）。

- ① 高さが100メートル以上の建築物の建設の仕事であつて、次のいずれかに該

当するもの

イ 埋設物その他地下に存する工作物（第2編第6章第1一節及び第634条の2において「埋設物等」という。）がふくそう（輻輳：1カ所に複数のものが集中して混在する状況）する場所に近接する場所で行われるもの

ロ 当該建築物の形状が円筒形である等特異であるもの

- ② 堤高が100メートル以上のダムの建設の仕事であつて、車両系建設機械（安衛則別表第7に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の転倒、転落等のおそれのある傾斜地において当該車両系建設機械を用いて作業が行われるもの（図参照<sup>52</sup>）。



- ③ 最大支間300メートル以上の橋梁（りょう）の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該橋梁（りょう）のけた（橋脚と橋脚の間を結び、上の重さを支えるもの）が曲線けたであるもの

ロ 当該橋梁（りょう）のけた下高さが30メートル以上のもの

- ④ 長さが千メートル以上のずい道等の建設の仕事であつて、落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険が生ずるおそれがあると認められるもの

- ⑤ 掘削する土の量が20万立方メートルを超える掘削の作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業が狭あいな場所において車両系建設機械を用いて行われるもの

- ⑥ ゲージ圧力が0.2メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業を行う場所に近接する場所で当該作業と同時期に掘削の作業が行われるもの

### 3.2.4 審査の方法

都道府県労働局長の審査の方法は、前条の規定に基づく厚生労働大臣の審査と同様である。すなわち、都道府県労働局長は、この審査に際しては、安衛則第93条に従つて、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

都道府県労働局長は、審査委員の学識経験者から意見をきいて審査を行った上で、労働災害防止のために必要があると認めた場合、当該事業者に対して勧告、要請を行うことができる。

#### 4. 第90条

##### 4.1 条文

**（労働基準監督署長及び労働基準監督官）**

**第90条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。**

##### 4.2 趣旨

本条は、本法の施行事務は労働基準監督署長および労働基準監督官がつかさどることを定めたものである。本法のほか、労基法、じん肺法、作業環境測定法、最低賃金法、家内労働法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法等により、その施行に関する事務をつかさどっている

（労基法第100条第4項、じん肺法第41条、作業環境法第38条、最低賃金法38条、家内労働法第29条、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第12条）。

実際の本法施行に係わるすべての監督業務は、労基法上の監督機関すなわち、厚生労働省労働基準局、都道府県労働局、労働局管内労働基準監督署（労基法第97条1項）を通して行われることになる。なお、都道府県労働局、労働基準監督署は、厚生労働大臣の直接の管理に属することが規定されている（同法97条3項）。このような中央直轄型の指揮命令系統が確立した一元的組織において、労働基準監督署長及び労働基準監督官は労働基準行政の先端に位置づけられている。

##### 4.3 沿革

わが国の監督制度の発祥を丹念に紐解けば、1892（明治25）年6月に鉱業条例の施行に伴って設置された鉱山監督制度にまで遡ることもできるが<sup>53</sup>一般的には、工場法施行の前年である1915（大正4）年の12月に、農商務省商工局に工場課を新設し、工場監督官4名、工場監督官補5名を置いたことが出発であったとされている。翌年の1916（大正5年）には、工場法の施行権限を都道府県知事（東京都は警視庁）に委任し、地方分権的で、かつ、警察機関と結びついた監督制度とし、警視庁および各府県の警察部に工場監督官および工場監督官補199名を置き、合計208名の体制としている。当時の工場監督官および同監督官補は独立官職ではなく、一般職である警察官、事務官または技官が補官職として兼任補職されており、工場監督官としての身分保障はなかった。

1938（昭和13）年に、国民の体力向上と福祉の増進のために厚生省が設置されると、工場法に関する事項は、同省労働局監督課の所管となった。1949（昭和16）年には、従来の工場監督官・同監督官補、調停官・調停官補の名称が労務監督官・労務監督官補に改められ、戦時体制下となった1942年には、重要事業場労務管理令（以下、「管理令」という）が発令され、中央地方とも労務管理官という名称に統一された。

なお、この管理令は、1941（昭和16）年2月24日に、国家総動員法6条に基づき、重要事業場における労務管理の指導、監督のため定められたもので、「厚生大臣は国家総動員法第31条の規定に基づき重要事業場の労務管理の状況に関し事業主より報告を徴し、又は当該官吏をして重要事業…

臨検し帳簿書類を検査」させることができる旨を規定するなど（21条）、戦時色の強い命令<sup>54</sup>であった。

戦後の1947（昭和22）年には、労働基準法の制定とともに労働省が新設され、各監督機関は労働省の直轄機関とし検査で一元化され、地方政治や警察行政から完全に分離することとなった。また、労働基準監督官制度も、1923年のILO第20号勧告をモデルに一定の独立権限と身分保障が付与され、工場法時代と比べると飛躍的に前進した新しい監督官制度となった<sup>55</sup>。

#### 4.4 背景になった災害等

該当せず。

#### 4.5 内容

労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、労基法に基づく臨検、許可、認定、審査、仲裁その他労基法に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する（労基法第99条第3項）。

労働基準監督官の行政上の権限は、事業場、寄宿舎その他の付属建物の臨検、帳簿・書類の提出要求、使用者または労働者に対する尋問、事業附属寄宿舎が安全衛生基準に反し労働者の窮迫した危険がある場合に使用停止、変更等の必要な処分を行う即時処分権である（労基法第96条の3、第101条、第103条）。

#### 4.6 関連判例

労働基準監督官の権限行使において罰則をもって強制することは、令状なくして侵入、搜索、押収することになるため、憲法第35条の精神に反するとする説と憲法第

35条はもっぱら司法上の強制捜査権を制限したものであるから、労働者救済のために認められた行政権の強制捜査権はこれに抵触しないとする説が対立する。こうした対立に関する税法上の強制捜査権と憲法第35条について判断した以下の川崎民商事件（最高裁大法判昭47.11.27判時687号17頁）が参考になる。

#### <事実の概要>

本件は、Yが税務署の過少申告疑いの税務調査のための質問検査を拒んだため、旧所得税法第70条第10号に違反するとして起訴されたという事案である。1審、2審ともYを有罪としたため、Yは、①質問調査は刑罰よって強制されているにもかかわらず裁判所の令状を必要とせず、強制的な捜査・押収等には裁判所が発令する令状が必要であるとする憲法第35条に違反するなどを理由として上告した。

判決は、憲法第35条第1項は、「本来、刑事責任追及の手続きにおける強制について、それが司法権による事前の抑制下に置かれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手続きが刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続きにおける一切の強制が当然に右規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。旧所得税法70条10号、63号に規定する検査は、あらかじめ裁判官の発する令状によることをその一般的要件としないからと言って、これを憲法35条の法意に反するものということとはでき」ないとした。

#### <判決から汲み取るべき示唆>

本件では、質問調査が、①行政目的の手続きであり、②刑事責任の追及を目的とす

る手続きではなく、③刑罰で間接的心理的に受忍を強制しようとするものであるが、その強制の度合いは直接的物理的な強制に比して低く、④重要な公益目的の実現に不可欠で、その実効性確保の手段としてあながち不均衡・不合理とは言えないことを「総合して判断」して、裁判官が発する令状を一般的要件としなくても違憲ではないとした。憲法 35 条の令状主義が行政手続きに適用される範囲は狭く、「総合判断」により制約されることがあり得るということが汲み取れる<sup>56</sup>。

## 5. 第 91 条

### 5.1 条文

（労働基準監督官の権限）

**第 91 条** 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

**2** 医師である労働基準監督官は、第 68 条の疾病にかかった疑いのある労働者の検診を行なうことができる。

**3** 前 2 項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

**4** 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 5.2 趣旨

本条第 1 項は、本条の実効性確保のために、労働基準監督官に、事業場への立ち入

り、関係者の質問、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは作業環境測定を行い、又は、検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することを行政上の権限行使として規定したものである。

同第 2 項では、医師である労働基準監督官は、伝染性の疾病その他の疾病（労働安全衛生法第 68 条）の疑いのある労働者~~に~~に対してを対象として検診を行うことができることを規定している。同第 3 項は、労働基準監督官が第 1 項、第 2 項の規定に定められた権限を行使する場合に、労基法（第 108 条）で、ILO 第 81 条約（第 2 号）と同様に、労働基準監督官証票（労働基準法施行規則様式第 18 号）を携行して関係者に提示し、身分を示すことを要求している。同第 4 項では、第 1 項で規定する労働基準監督官の立入検査の権限の目的が安衛法を施行するために必要な行政上の権限の行使であり、犯罪捜査等刑事責任追及ではないことを確認している。

### 5.3 内容

労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

#### 5.3.1 臨検監督等

臨検監督とは、行政機関の職員が、行政法規の実施を監督するために、事業所、倉庫、工場などに立ち入り、関係者に質問し、

帳簿、書類の検査を行うことである。その目的は、法違反の発見とその是正にある。

臨検監督には、定期監督、災害時監督、申告監督そして再監督がある<sup>57</sup>。臨検監督の流れについては、図5「臨検監督の流れ」を参照されたい。

臨検監督でなにをみるかは、その種類によって異なるが、定期監督においては、労働局（労働基準監督署）がその年度の監督実施計画を定め、法令の全般について、対象となる事業場の法令の実施状況を審査する。

安全衛生については、安全衛生法・規則の全般について審査するが、具体例については、「臨検監督（安全衛生）例」を参照されたい。

安衛法の監督行政実務は、事後送検が殆どで、事前送検（災害が生じる前に、法違反のみを理由に送検すること）は例外であること、つまり、法違反を理由にいきなり厳罰をもって臨むことは殆どないこと、また、立入検査等も、事業場側の帳簿の準備等のため、事前に通告してから行われる場合もあるし、いきなり強制的に行うのではなく、まずは任意での立入を求め、拒否された場合に、改めて必要に応じて強制的な措置が講じられる場合が多い<sup>58</sup>。

### 5.3.2 是正勧告、指導票等

#### 5.3.2.1 是正勧告書

労働基準監督官が事業場に対して臨検監督等を行った際に、労働法令違反があると認めるとき、その違反事項と是正期日を記した是正勧告書を交付する。事業主又は労務担当者等は是正勧告書を受け取ったとき、是正勧告書に受領年月日を記入し、記名押

印する。是正勧告書については、図6「是正勧告書（見本）」を参照されたい。

是正勧告書に記載された違反事項は、指定された是正期日までに是正しなければならない。是正した場合、そのことを報告しなければならない（是正報告の徴収）。

是正勧告・是正報告の徴収は行政処分ではなく、行政指導にあたり、その法的性格は労基法第104条の2に基づく行政処分にあたらない<sup>59</sup>。是正勧告に従った改善は、あくまでも使用者の任意の協力によってなされるものである。したがって、監督指導により是正勧告を行った事案については是正報告をしないこと又は虚偽の是正報告をしたことをもって労基法第120条第5号にもとづき送検手続きをとることができない。しかし、違反状態を放置している場合、労働基準監督官らは、労基法第104条の2に基づく行政処分として報告を求めることができる。ただし、その際には、同条を根拠にしていることを明示するとともに、行政不服審査法57条及び行政事件訴訟法46条に基づき不服申立て等に関する教示を付さねばならない（「監督指導業務の運営にあたって留意すべき事項について」（平19.2.14基発0214001号））。

この場合、使用者が是正報告をしない場合、労基法第120条第5号に基づき送検手続きをとることができる。

#### 5.3.2.2 指導票

安衛法等に違反するものではないが、改善を図らせる必要のある事項（例えばガイドラインなど）に従っていない状態がある場合、又は労働法令違反と断定しがたいが改善すべき場合、その事項を改善すべき旨

を記した指導票を、使用者に交付する。指導票については、**図7「指導票（見本）」**を参照されたい。

使用者又は労務担当者等は指導票を受け取った際に、指導票に受領年月日を記入し、記名押印する。改善した場合、そのことを報告しなければならない。

### 5.3.3 司法処分

行政権限行使を契機として、犯罪が発覚することがあり得るが、犯罪捜査を行う場合は、司法警察官として権限を行使するため、刑事訴訟法で定められた手続きに従わなければならない。行政上の権限行使と司法警察官としての権限行使は厳格に区別されなければならないことは言うまでもないが、使用者の私宅内への侵入や寄宿舍内の私宅に臨検する場合にも、裁判官の令状が必要であるとの見解<sup>60</sup>が有力である。

どのような場合に司法処分にするかを判断する基準（いわゆる「司法処理基準」）はかつては存在したが、現在はその有無を含め公開されていない<sup>61</sup>公表されている送検事例をみると、死亡事故などの人の生命・健康に重大な危害を及ぼす法違反や、いわゆる「労災かくし」など法違反を故意に隠蔽する事案について司法処分を行う傾向にあるといえよう<sup>62</sup>。ここでいう「労災かくし」とは、故意に労働者死傷病報告書を労基署に提出しないこと、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を労基署に提出することなどの場合を指す（第100条を参照されたい）。

労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然であるが、

在職中だけではなく退官後にまでも課せられる義務である（労基法第105条）。

なお、国家公務員法にも同様の守秘義務規定があり労基法の罰則より、一段重い罰則を規定しているため両者の関係が問題となるが、実際の適用にあっては、国家公務員法に、国家公務員法の規定と従前の法律又はこれに基づく法令が矛盾し、又は抵触する場合は、国家公務員法で「この法律の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令矛盾してい触する場合には、この法律の規定が、優先する」（国公第1条第5項）と定めているため国家公務員法の罰則を優先適用せざるを得ない<sup>63</sup>。

## 6. 第92条

### 6.1 条文

**第92条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。**

### 6.2 趣旨

本条は、労働基準監督官が前条の行政上の権限を行使できるだけでなく、本法違反の罪において、特別司法警察職員として、刑事訴訟法が規定する司法警察員の職務も行い得ることを定めている。本法違反の捜査は、高度に専門的であることが多く、特別な知識と経験を必要とするため、労働基準監督官に特別司法警察職員としての職務を行わせることとした。（詳解）

特別司法警察職員については、刑事訴訟法第190条で、「司法警察職員として職務を行うべきもの及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める」としたうえで、刑

事訴訟法第 39 条第 3 項で、「司法警察職員は、司法警察員と司法巡査に区分される」と定めている。なお、労働基準監督官が司法警察員として本法違反の捜査を行う場合に、前条の行政上の権限行使の場合と違い、裁判官が発する令状がなければ、差押え、捜索又は検証することができないことは、憲法第 35 条から当然であると言える。

## 7. 第 93 条

### 7.1 条文

#### **（産業安全専門官及び労働衛生専門官）**

**第 93 条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。**

**2 産業安全専門官は、第 37 条第 1 項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。**

**3 労働衛生専門官の職務としては、第 56 条第 1 項の許可、第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告、第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示、第 65 条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。**

**4 前 3 項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。**

### 7.2 趣旨

本条は、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置き（第 1 項）、安衛法施行のための事務のうち安全衛生に関する専門的知識を必要とするものをつかさどるとともに、事業者、労働者など関係者に対し、必要な事項の指導及び援助を行うことを規定している。

産業安全専門官は、特定機械等の製造の許可（第 37 条第 1 項）、安全衛生改善計画のうち産業安全に関する事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務並びに労働災害の原因の調査をはじめとして労働安全に関すること、技術に関する情報の収集に関すること、安全に係る技術基準に関すること等をつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う（第 2 項）。

労働衛生専門官の職務は、有害物の製造許可、新規化学物質の有害性調査に係る勧告、化学物質の調査指示、作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画のうち労働衛生に係る事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務<sup>64</sup>、労働災害の原因の調査をはじめとして労働衛生コンサルタントに関すること、作業環境基準の普及に関すること、有害物の表示および有害性の調査に関すること、健康の保持増進の推進に関すること、労働衛生に関する情報の収集に関すること

等があり、そのほか、労働衛生教育の実施及び援助等がある（第3項）。

### 7.3 沿革

産業安全専門官及び労働衛生専門官は、昭和47年に制定された安衛法で初めて規定された新しい監督スタッフである（第1項）。前者は、「労働者の危険」を防止するためスタッフとして、後者は、「労働者の健康障害」を防止するためスタッフとして指導及び援助を行う。「産業安全専門官及び労働衛生専門官規程」（昭和47年9月30日労働省令第46号）では、厚生労働省に置くものを中央産業安全専門官、中央労働衛生専門官、都道府県労働局と労働基準監督署に置くものを地方産業安全専門官と定めている。

### 7.4 関連判例

受託収賄被告事件（福岡地裁判小倉支部判平30.10.4）は、福岡労働局労働基準部健康課所属において地方労働衛生専門官の職務に従事していたYが、O社から額面合計30万円の商品券の供与を受け、事故の本来業務ではない移動式クレーンの製造許可に関し、同部安全課所属の地方産業安全専門官Cへ許可決裁を速やかに行うよう働き掛けるなどしたことについて、「自己の職務に関し請託を受けて賄賂を受受した」と判断した事件であるが、事実認定において、産業安全専門官と労働衛生専門官の職務を以下のように詳細に述べており参考となる。

#### <事実認定>

「労働安全衛生法により、都道府県労働

局には産業安全専門官と労働衛生専門官を置くことが規定されており（同法93条1項）、前記福岡労働局労働基準部の安全課には地方産業安全専門官が、健康課には地方労働衛生専門官が配置されている。

労働安全衛生法、産業安全専門官及び労働衛生専門官規程等によれば、地方労働衛生専門官は、労働安全衛生法93条3項で規定される事務（健康障害を生ずるおそれのある物の製造の許可等、特に専門的知識を有する事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

また、地方産業安全専門官は、労働安全衛生法93条2項で規定される事務（移動式クレーン等の特に危険な作業を必要とする機械等として政令で定められた「特定機械等」の製造に関する許可等、特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

なお、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官は、都道府県労働局に置くものにあつては都道府県労働局に勤務する職務の級が三級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものの中から任命するとされている（産業安全専門官及び労働衛生専門官規程2条）。実際、安全衛生業務を専門に行っている職員は、安全課と健康課のどちらかに配置され、両課をまたいで異動することが通常で

あり、職務経験を積んだ厚生労働技官は、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命されていた。

＜判決から汲み取るべき示唆＞

法令上は、地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官が取り扱うことができる職務内容は明確に区別されているが、地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官の職務内容は類似し、関連性が強く、安全衛生業務を取り扱うことで共通している。実際に、労働局の健康課と安全課では受付や審査等において相互に補助連携した事務処理が行われており、「一定の職務経験を積んだ後は、人員配置の都合によって、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命され得る」ため、健康課に所属する地方労働衛生専門官であったとしても、法令上の職務に限定されず、地方産業安全専門官が従事する特定機械等の製造許可審査に係る職務についても、一般的職務権限を有している」といえる。

8. 第94条

8.1 条文

**（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）**  
**第94条** 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第2項又は第3項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去する

ことができる。

**2 第91条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。**

8.2 趣旨

本条は、お互いの職務と役割を補完しあいながら事務を執行する産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限を明確にしたものである。産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条の事務を行うために必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、事業者、労働者その他の関係者への質問、帳簿、書類その他の物件の検査、作業環境測定の実施又は検査に必要な限度における製品、原材料もしくは器具の無償収去をすることができる。

この場合、産業安全専門官又は労働衛生専門官は、その身分を示す産業安全専門官証票又は労働衛生専門官標章を携帯し、関係者から要求のあった場合には、それを提示しなければならない。なお、この立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことは言うまでもない。

9. 第95条

9.1 条文

**（労働衛生指導医）**  
**第95条** 都道府県労働局に、労働衛生指導医を置く。  
**2** 労働衛生指導医は、第65条第5項又は第66条第4項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。  
**3** 労働衛生指導医は、労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣

**が任命する。**

**4 労働衛生指導医は、非常勤とする。**

9.2 趣旨

本条は、都道府県労働局に、労働衛生指導医を置き、労働衛生の専門医学的な立場から、労働衛生行政の展開に参画させることを定めたものである。その具体的職務は、法第65条第5項が規定する都道府県労働局長の指示による作業環境測定の実施、法第66条第4項が規定する都道府県労働局長の指示による臨時の健康診断の実施について必要な意見を述べることなど、労働者の衛生の確保に必要な調査や指導を実施することである。

9.3 沿革

昭和43年5月に労働衛生指導医規程（昭和43年労働省訓令第4号）により、労働者の衛生環境の改善、職業疾患の予防その他の労働者の衛生の確保に資するため、都道府県労働局長が必要と認めたものを労働衛生指導医として都道府県労働局に置き、医学上の調査、指導を実施していた。これを引き継ぎ、法律上の制度としたものが本条の規定である。

労働衛生指導医は、労働衛生に学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。その任期は2年で、都道府県労働局に勤務する非常勤の国家公務員となる。

9.4 適用の実際

法第66条第4項に関連して、例えば、鉛中毒が発生した事業所において、罹患労働者以外の労働者にも鉛中毒の罹患のおそれがあるような場合には、都道府県労働局長

は、それらの労働者にも鉛に関する臨時の健康診断を実施するよう事業者に指示することができる。その指示の内容として、①労働者の健康保持のためなど臨時の健康診断の必要性の判断理由②健康診断の項目、③実施すべき労働者の範囲などを明示することが必要とされるため、専門的な医学的知識を有する労働衛生指導医を参画させている<sup>65</sup>。

10. 第96条

10.1 条文

**（厚生労働大臣等の権限）**

**第96条** 厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

**2** 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

**3** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コ

ンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第123条第1号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）（以下「登録製造時等検査機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を前条第2項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

5 第91条第3項及び第4項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

## 10.2 趣旨

本条により、厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、①型式検定に合格した機械等及びそれらを検査する設備等、②労働安全・衛生コンサルタントの業務、③登録製造時等検査機関等、④作業環境測定もしくは臨時健診、に関連して、必要があると認められるときは、その職員ないし労働衛生指導医をして関係する場所、事務所に立ち入り、関係者に質問させ、物件、帳簿、書類などを検査させることができることと定めている。

第1項は、機械の型式ごとに行う型式検定に合格した型式の機械等は、一台毎に行う個

別検定に合格したものと違って、個々の機械等について製造時に検査がされていないために規定されたものである。また、第3項で、カッコ書きにより、外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関が除かれているが、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関については、第53条第2項で登録の取消を規定しており、本項と同様の内容が担保されている。

## 11. 第96条の2

### 11.1 条文

（機構による労働災害の原因の調査等の実施）

第96条の2 厚生労働大臣は、第93条第2項又は第3項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に、当該調査を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第94条第1項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 機構は前項の支持に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第91条第3項及び第4項の規定は、第

**2項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第3項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替えるものとする。**

#### 11.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣が必要があると認めるときに、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、労働災害の原因調査、立入検査を行わせることができ、立入検査を行わせたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならないことを規定したものである。

#### 11.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成18年3月31日法律第25号）により追加されたものである。

平成28年4月1日に、独立行政法人労働者安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構が統合し独立行政法人労働者健康安全機構となった。なお、研究部門は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所としてスタートしたが、旧独立行政法人労働者安全衛生総合研究所は、厚生労働省傘下の産業安全研究所と産業医学研究所を母体とした安全衛生に関する専門的研究所であった。

こうした沿革から、高度の専門の技術、知見、ノウハウを持つ機構には、災害調査の原因調査に関する役割が与えられている。

平成29年度の調査実施件数は、9件、調査結果等報告13件、鑑定等12件、労災保険給付

に係る鑑別、鑑定等7件、行政機関依頼調査1件となっている<sup>66</sup>。

#### 11.4 内容

（未了）

#### 12. 第96条の3

##### 12.1 条文

###### （機構に対する命令）

**第96条の3 厚生労働大臣は、前条第1項に規定する調査に係る業務及び同条第2項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。**

#### 12.2 趣旨

厚生労働大臣は、労働災害の原因調査、立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、これらの業務に必要な命令をすることができる。

#### 12.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成18年3月31日法律第25号）により追加された。

#### 13. 第97条

##### 13.1 条文

###### （労働者の申告）

**第97条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労**

**働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができる。**

**2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。**

### 13.2 趣旨

本条では、労基法第104条の規定と同様に、労働者に労働基準監督機関に対する申告権を保障している。

このような労働者の申告権は、安衛法の遵守のために、労働基準監督機関による監督だけでなく、労働者からの申告によって監督機関の権限の発動を促すことによって、適正な安全衛生行政の実効性確保のために保障されている。そのため、事業者が、本条第2項の規定に違反して、労働者に対し、解雇その他の不利益な取り扱いをした場合には、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処するという罰則規定を置いている（法第119条第1号）。

### 13.3 沿革

未了

### 13.3 内容

#### 13.3.1 申告の意義

##### 13.3.1.1 申告権の内容

本条にいう申告とは、「行政庁に対する一定事実の通告」であり、労働者が違反事実を監督機関に通告することにより、行政上の権限の発動を促すことを目的としている。

申告できる事実は本法及び本法に基づいて発する命令に違反する事実で、必ずしも犯罪を構成する事実である必要はなく、本法各条の構成要件に該当する事実であればよい。

#### 13.1.1.2 申告と労働基準監督官の監督権限の発動義務

本条にいう申告は、労働基準監督官の監督権限の発動を促すものであるが、申告を受けた監督機関は、労働者からの申告があったからといって、それに基づく監督や調査の実施が義務付けられるわけではない。後述するように、青梅労働基準監督署事件（東京高判昭和56・3・26 労経速1088号17頁）は、「労働基準監督官の使用者に対する監督権限発動の有力な契機をなすものであっても、監督官に対してこれに対応して調査などの措置をとるべき職務上の作為義務まで負わせたものと解することはできない。」としている。（同旨のものとして、池袋労基署長事件・東京高判昭和53・7・18 判時900号68頁）。

労基法第104条の規定は、使用者が申告をしたことを理由に労働者を不利益に取扱ってはならない旨を定めるだけであるが、本条では、「是正のため適当な措置をとるように求めることができる」としていることに留意が必要である（第97条）。本法の申告は労働者の安全衛生に関する申告であることから、特定の安全衛生措置を講じるか否かは労働行政の裁量であるとしても、申告内容が労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想されるも場合には、当該事実に関する調査を実施する義務を課すものと解するべきである<sup>67</sup>。

#### 13.3.1.2 関連判例

青梅労基署長事件（最三小判昭57.4.27）では、「申告は、労働者が労働基準監督官に対して事業場における同法の違反の事実を通告するものであるが、同法はその申告をしたことを理由に労働者に不利益な取扱いをしては

ならない旨を定めるのみで、その申告の手続きや申告に対応する労働基準監督官の措置についての別段の規定を設けていないことからして、労働基準監督官の使用者に対する監督権発動の有力な契機をなすものであっても、監督官に対してこれに対応して調査などの措置をとるべき職務上の作為義務まで負わせたものと解することはできない」とした東京高裁判決（昭56.3.26）を正当として是認した。

### 13.3.2 本条違反の不利益取扱いの効力

本条2項は強行規定であり、これに違反する不利益取扱いは、それが解雇等の法律行為である場合は無効であり、いじめ等の事実行為である場合は不法行為となる。

「不利益取扱い」には、解雇、配転、降格、懲戒などの法律行為のみならず、雇止め、及び人格的利益の侵害等の精神的苦痛を与えることが含まれる<sup>68</sup>。「申告をしたことを理由として」とは、事業者の報復的意思の存在を指すというべきであり、事業者が労働者がなした申告を認識し、当該労働者に対して報復として不利益な取扱いを行う場合を指す。

### 13.3.3 関連判例

#### <事実の概要>

太洋鉄板事件（東京地判昭25.12.28）は、労働者Xが就業中に熱傷を負い、その結果身体障害を残存させ、以前のように労働することが出来なくなったこと、勤務先Yが労働基準法所定の災害補償金支払っていないことをXらが、亀戸労働基準監督署へその旨申告したところ同署は補償決定をした。この後、Yは、「職務上の命令に不当に反抗し、職場に秩序を乱し、又は乱そうとしたとき」に当たるとして、Xを解雇した。これに対し、Xは、

本当の解雇理由は、労基法違反の事実を監督署に申告したことにあるとして、当該解雇は労基法104条2項に違反するとして、効力停止の仮所処分を申請したものである。

#### <判旨>

判決は、「本件解雇が亀戸労働基準監督署の災害補償決定がなされた直後に行われたこと」、会社代表取締役OがXらに、「会社の機密を外部へ洩らすような者を雇用しておくわけにはいかないという趣旨の発言をした」ことが疎明されたことを理由として、「総合すればYの本件解雇の決定的な理由はXらが、労働基準法に違反する事実を労働基準監督署に申告したことに判断せざるをえない」などとして、本件解雇が労働基準法104条の第2項の規定に反するものであり、「これらの解雇の意思表示は無効である」としている。

#### <判決から汲み取るべき示唆>

本件は、労基法第104条が規定する労働者に労働基準監督機関に対する申告権の保障について判断したものであるが、本条も、安全衛生行政の実効性確保のための規定であり、労基法第104条と同旨であるため、本判決を参考とすべきである。

## 14. 第98条

### 14.1 条文

#### （使用停止命令等）

**第98条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項又は第34条の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、**

**注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。**

**2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。**

**3 労働基準監督官は、前2項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行うことができる。**

**4 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、請負契約によつて行われる仕事について第一項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。**

法令違反は通常監督指導を通じて是正措置が図られるが、本条は、労働災害防止を未然に防止するため、違反状態の回復措置が必要急務であると認められる場合に着目して定められた<sup>69</sup>。

また、労働基準監督官が現場に臨んで急迫した危険があると認めるときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は即時に使用停止又は変更を命じることができるとしたものである<sup>70</sup>。

#### 14.2.2 沿革

工場法は第13条で、工場及び付属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害する虞があると認めるとき、労働監督機関は、予防又は除害のため、必要な事項又は使用の停止を命じうることを規定していた。

旧労働基準法も、その趣旨を受け、旧法第55条で、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他附属建設物若しくは設備または原料若しくは材料が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命じることができることを規定していた。

工場法が工場の新設について監督上必要な事項を規定することがなく、できあがった建設物、付属建設物等又は設備について監督規定を設けるに止まったのに対し、旧労働基準法は、第54条において、それらの新設移転又は変更について必要な監督権限（基準に則して届出させたいうで、必要に応じ、工事を差し止め、使用を停止させること）を定めるとともに、これを補う意味で、工場法第13条と趣旨を同じくする第55条を設けた。それは、たとえ、新設、移転、変更が安全衛生基準に

## 14.2 内容

### 14.2.1 趣旨

本条は、安衛法（上の安全衛生基準）の実効性を広く確保するために、規定に違反する事実がある場合に、行政機関が、違反した事業者、注文者等に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物の全部又は一部の使用停止又は変更その他、労働災害を防止するための必要な事項を命ずることができることを規定したものである。

適合し、適法に行われた建設設備等であっても、その後の変化により安全衛生基準に違反する状態に陥ることがあるので、こうした場合に対処するには、使用停止命令等による行政監督が必要だと考えられたからである<sup>71</sup>。

その後、労働安全衛生法が労働基準法から独立分離したときに、旧労基法第 55 条の趣旨は、現在の第 98 条に引き継がれた。

#### 14.2.3 都道府県労働局長等の使用停止等命令

##### 14.2.3.1 使用停止等命令の発出要件

都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、事業者、注文者、機械等貸与者又は建設物貸与者に対して、本条により使用停止等を命ずることができるのは、本条に列举された条文の規定に違反する事実がある場合である。法第 99 条による使用停止命令等が、法令違反がない場合であっても、発出できるのとは異なっている。

本条は、次の場合に、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、関係者に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他、労働災害を防止するため必要な事項を命じることができることを規定している。

- ① 法第 20 条（機械設備。爆発物等による危険の防止義務）、法第 21 条（掘削・墜落等による危険の防止義務）、第 22 条（健康障害防止義務）、第 23 条（通路等の保全、会期、採光等の必要な措置）、第 24 条（作業行動について必要な措置）、第 25 条（危険急迫時の作業中止、退避等）の規定により事業者が講ずべき危

害防止のための措置が講じられていない事実がある場合、

- ② 法第 25 条の 2 第 1 項（爆発・火災等による労働者の救護措置）又は第 30 条の 3 第 1 項（特定元方事業者等の講ずべき措置）若しくは第 4 項の規定により事業者、元方事業者等が講ずべき救護に関する措置が講じられていない事実がある場合、
- ③ 特定事業の仕事を自ら行う注文者（他者に仕事を請け負わせているが、丸投げせず、自らも仕事を行う者。他者に丸投げする者を含まない点で（特定）元方事業者とは異なる場合があり、他者から仕事を請け負う者も含む点で、発注者とは異なる。ただし、法第 31 条第 1 項の措置義務は、第 2 項によって、最も先次の注文者のみに課されているので、その点では（特定）元方事業者と似ている）で、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるものが、当該建設物等について、法第 31 条第 1 項の規定により当該労働者の労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合、
- ④ 法第 33 条第 1 項の規定により機械等の貸与を受けた事業者の事業場において、機械等貸与者や貸与を受けた事業者等が、当該機械等による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合

- ⑤ 法第 34 条の規定のより建築物貸与者が、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合

前記①から⑤までに記されているような場合には、事業者、元方事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者が法令違反の状態にあることとなるが、これをたんに事後的に刑罰権の行使をもって処罰するだけではなく、労働災害を未然に防止するため、危険な法令違反の状態を直ちに解消させようとするものである<sup>72</sup>。

命令の発出は、上記の各規定の定める安全衛生措置の不履行を要件としているが、安全衛生措置義務がどのような場合に発生するかについては議論がある。

例えば、事業者に対して労働者の墜落防止措置の義務を定めた労働安全衛生法第 21 条第 2 項及び、労働安全衛生規則第 518 条は、高さが 2 メートル以上という要件以外に墜落により労働者に危険が及ぼすおそれがあることをも要件としているから、具体的な危険の存在を必要としていると解すべきで、具体的に落下場所の模様、高度、当該労働者の年齢技量等を総合的に判断して墜落により労働者に危険が及ぶおそれがある場合でなければ事業者に安全措置義務が発生しないと主張があり得る<sup>73</sup>。

これに対して、裁判例は、「労働安全衛生法規の定めは、労働災害の危険性をあらかじめ除去し軽減させ又は危険が生じないことを直接の目的として、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、こ

れに対する災害防止措置の基準を示して、事業者にその安全措置を講じさせ、もって労働者の安全を確保せんとしていると解すべきであるから、右規則 518 条にいう墜落により労働者に危険が及ぼすおそれという点についてもその蓋然性まで要求されておらず、その可能性が認められることで足りる」としている（広島簡裁・昭和 56 年 4 月 9 日判例集未公開）。

確かに、安衛法の条文は、安全衛生措置義務の発生について、一定の客観的要件と共に「危険が及ぼすおそれ」などの要件を加えており、当該具体的状況において具体的な危険の存在を立証する必要があるかのように読める。

しかしながら、安衛則の規定は、危険の内容を個別具体的に定めて安全衛生措置の履行を求めているから、上記裁判例がいうように、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置義務が発生する要件示したものと解するべきであろう。

安衛則が定める具体的な「危険の内容」については、図 8 「「危険」の内容」を参照されたい。

しかしながら、安衛則の規定に定めた要件を充足する場合のみ安全衛生措置が発生すると考えると、技術革新により新たな危険が発生する現代において、労働災害の防止という観点から、安衛法の適用範囲を不当に狭めることになる。そこで、前回報告書は、「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定

により、要件を個別的に特定していく必要がある」と指摘している<sup>74</sup>。

#### 14.2.3.2 使用停止等命令の内容

都道府県労働局長等が命じるのは、「作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項」に限られる。

使用の変更の範囲をどう画するかは、問題となっている規範の保護目的と当該建設物等の性質を考慮して決定される。例えば、安全装置の備え付け等が安衛則等で義務付けられている場合に、その備え付けを命じることが、使用方法の変更ということでも可能である<sup>75</sup>。

使用停止等命令に際しては、「命令の対象物件等」、「違反法令」を記載して違反事実を明示し、違反法令ごとにそれぞれ「命令の内容」及び「命令の期間又は期日」を記載した書面（図9「使用停止等命令書（見本）」を参照されたい）を交付しなければならない。是正がなされるべき期間・期日までに命令内容が履行されない場合は、送検手続きをとることができる。この命令後に、違反状態が是正された場合、事業者は、その旨を報告しなければならない。

#### 14.2.4 労働基準監督官の権限行使

法令違反の事実があるだけでなく、法令違反の事実があることにより、労働者に急迫した危険があるときは、労働基準監督署官は、自ら使用停止等の権限を即時に行使することができる。

都道府県労働局長等の使用停止命令等の権限行使の要件である違法状態は、新設、

移転等に際しての机上の審査により判明するものではなく、監督官が現場に臨んで発見する機会が多く、しかも場合によっては事態が急迫し捨て置きたいこともあるので、労働基準監督官に即時執行権を認めることとされた<sup>76</sup>。

「労働者に急迫した危険があるとき」とは、労働災害の発生危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態、すなわち、第1項又は第2項の規定による都道府県労働局長等の権限行使を待てられないほど事態が急迫しているような場合をいう<sup>77</sup>。

#### 14.2.5 都道府県労働局長等の権限行使と裁量

労働監督機関は、本条にもとづき所定の規定に違反するとき、その権限を行使し、使用停止命令等を発する義務を負うのか、議論があるところである。

大東マンガン事件・大阪高判昭60・12・23判例時報1178号27頁は、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業してマンガン中毒等に罹患したのは、事業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことによるとして、国の国家賠償責任を問うた事案について判断した。

判決は、労働基準監督行政は使用者の安全衛生ないし労災防止義務の履行を確実にするための行政的監督を行うものであり、監督機関による監督権限は使用者に対して行使され、労働者に対して行使される

ものでなく、監督機関が労働者に対して直接的に責任を負うものでなく、権限の行使も監督機関の裁量に委ねられているとした。

しかしながら、裁判例は、権限行使はすべて都道府県労働局長の裁量に委ねられているわけではなく、「右権限の行使は個別、具体的な事業場につき当該事業場の労働者保護を目的としてなされることに鑑みると、監督機関が具体的事案について右権限の行使・不行使について著しく合理性を欠く場合においては、当該労働者との関係で違法であり、国家賠償責任の生じる場合がないとはいえない。」としたうえで、「上記説示の労働基準監督行政の目的、性質並びに監督機関、使用者及び労働者の関係からして、少なくとも当該事業場につき労働者に対し切迫した重大な危険の発生が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法によつては危険の発生を防止できず、かつ右権限の行使によつて危険の発生を防止することが可能であるのに、監督機関が右権限を行使しなかつた場合にこれを認めるべきであるということができよう。」としている。

こうした国賠法違反に対する判断枠組みは、労働行政の裁量を広く認めたいうえで、権限濫用となる要件をかなり厳格に捉えたものといえる。

#### 14.2.6 注文者に対する勧告又は要請

請負契約によって行われる工事の施工中に本法の規定に違反した事実がある場合で、本条第1項による命令をした場合、都道府県労働局長等は、必要であると認めたとき、当該仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者で

ある注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

### 15. 第99条

#### 15.1 条文

##### （使用停止命令等2）

**第99条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。**

**2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。**

#### 15.2 内容

##### 15.2.1 趣旨

本条は、前条第1項の場合以外の場合、すなわち、法令違反が認められない場合又は法令違反の断定ができない場合においても、「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」、労働災害を防止するために、事業者に対して、必要な限度で、作業の全部又は一部の一時停止、建築物等の全部又は一部の使用の停止の措置を命じることができる旨を規定している。

##### 15.2.2 沿革

本条に相当する規定としては、1964年に成立した旧「労働災害防止団体等に関する法律」（以下、災防法という）第61条が設けられていた<sup>78</sup>。

旧災防法第61条第1項は、「都道府県労働局長は、労働基準法第55条第1項に規定する場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、作業の全部又は一部を一時停止すること、建築物等の全部又は一部の使用を一時停止することその他当該労働災害の発生を防止するため必要な応急の措置を講ずることができる。」と規定していた。

こうした規定を設けた趣旨は、労働災害の防止は、労働者の生命、身体にかかわる重大な問題であることから建築物、設備又は原材料が安全及び衛生に関し定められた労働基準法第55条第1項に反していない場合であっても、「労働災害の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において」都道府県労働局長が作業停止その他応急の質を講ずることができるようにする点にある<sup>79</sup>。

旧災防法の規定はその後の改正により削除され、安衛法99条に同じものが規定された。

#### 15.2.3 本条の定める使用停止命令の発出要件

本条に定める「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態で、かつ、労働災害の発生を防止するため

の措置を直ちに講じなければならない場合をいう。

#### 15.2.4 本条に定める使用停止命令の内容

都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、必要な限度で命令することができる。この場合、都道府県労働局長等が命じうるのは、作業の一時停止等又は建築物等の使用の一時停止その他労働災害を防止するため必要な応急の措置を講じることである<sup>80</sup>。

こうした緊急の必要がある場合の措置命令を「緊急措置命令」といい、「緊急措置命令書」を事業者に交付する。緊急措置命令書については、図10「緊急措置命令書（見本）」を参照されたい。

#### 16. 第99条の2

##### 16.1 条文

###### （講習の指示）

**第99条の2 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。**

**2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。**

**3 前2項に定めるもののほか、講習の科目その他第1項の講習について必要な事項は、厚生労働省令で定める。**



## 16.2 趣旨

本条は、都道府県労働局長が、労働災害が発生した事業場の事業者に対して、その事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者

（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）、また、法令に違反して労働災害を発生させた免許所持者に対して、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができることとしたものである

このような規定が置かれた理由は、労働災害の発生状況からみて、無災害を長く続ける事業者がある一方で、災害を繰り返し発生させる事業場があり、各事業場の労働災害防止業務従事者の安全意識が十分でないことなど安全衛生管理体制に問題がある場合が多いからである。

## 16.3 内容

### 16.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、次のような労働災害発生事業所に対して、期間を定めて、指定する機関（指定講習期間）が行う講習を労働災害発防止業務従事者に受講させるよう指示する。事業者は、この指示を受けた場合には、指示された期間内に、事業場の労働災害発防止業務従事者に講習を受けさせなければならない。また、事業主は、自らが労働災害発防止業務を担当している場合には、事業主が自ら受講することになる。なお、事業主とは、経営主体のことであり、

事業者とは、経営主体及びそれと一体の者を含めたものをいう。

講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「労働災害発防止業務従事者講習修了書」（様式第10号）を交付することとされている（登録者令第70条第2項）。

- ①死亡災害発生事業所
- ②重大災害発生事業所
- ③災害多発事業所

<図を予定>

### 16.3.2 講習の内容

労働災害発防止業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第70条第2項）。なお、これらの講習科目については、総括安全衛生管理者、安全管理者、統括安全衛生責任者ごとに、講習科目の範囲と時間が示されている（平成21年厚生労働省告示第143号）。

- ①事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策
- ②事業場の安全衛生に関する管理の方法
- ③安全衛生関係法令
- ④労働災害の事例及びその防止対策

## 17. 第99条の3

### 17.1 条文

**第99条の3 都道府県労働局長は、第61条第1項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受ける**

よう指示することができる。

**2 前条第3項の規定は、前項の講習について準用する。**

## 17.2 趣旨

本法は、第61条第1項で、クレーン運転その他の就業制限業務とその業務に就くことができる資格者を規定しているが、本条では、そうした資格者が、当該業務について、この法律またはこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合に、その再発を防止するために、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができることを定めたものである。

## 17.2 内容

### 17.2.1 講習の指示

都道府県労働局長は、就業制限業務従事者に対して、期間を定めて、都道府県労働局長が指定する機関（指定講習機関）が行う講習を受講させるよう指示する。この指示を受けた就業制限業務従事者は、指示された期間内に指定講習機関が行う講習を受講しなければならない。講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「就業制限業務従事者講習修了書」（様式第11号）を交付することとされている（登録省令第83条第3号）。

<図を予定>

### 17.2.2 講習の内容

就業制限業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第83条第3項）。なお、時間が示されている。

①就業制限業務機械等の構造

②就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能

③就業制限業務機械等の保守管理

④就業制限業務機械等に係る作業の方法

⑤安全衛生関係法令

⑥労働働災害の事例及びその防止対策

## 18. 第100条

### 18.1 条文

（報告等）

**第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。**

**2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。**

**3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。**

### 18.2 趣旨

本条は、労働大臣、都道府県労働局長または労働基準監督署長は、この法律を施行するにあたり必要があるときに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令の定めにより、事業者、労働者、機械等貸

与者、建築物貸与者またはコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができることを定めている

（第1項）。また、登録時検査機関に対しても、必要な事項を報告させることができる（第2項）。さらに、労働基準監督署長だけでなく、労働基準監督官も、必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができることと規定している（第3項）。

本条に基づく報告は、定型的報告と必要に応じて報告が求められる個別報告（安衛則第98条）に大別され<sup>81</sup>、前者の種類は多岐にわたるが、とりわけ、労働者死傷病報告は、行政機関の災害調査の端緒、引いては、統計データ活用により、労災統計から労災予防への応用が可能<sup>82</sup>であるため、労災防止という重要な役割を果たしている。

なお、労働基準監督官の権限は、本法を施行するに際し必要な行政上の監督指導を行うために認められているものであって、司法警察員としての犯罪捜査を行うために認められているものではないことは言うまでもない。

### 18.3 沿革

（未了）

### 18.4 背景になった災害等

（未了）

### 18.5 内容

#### 18.5.1 選任報告

（未了）

#### 18.5.2 健康診断結果報告

健康診断のうちで結果報告の提出が義務付けられるのは、法第66条第1項に基づく定期健康診断と深夜業などの特定業務従事

者に対する健康診断（安衛則第45条）、歯科医師による健康診断、労働衛生対策特に有害であると業務に従事する労働者を対象とした特定業務従事者健康診断（安衛則第52条）などである（下記参照）。

なお、健康診断結果報告書には、産業医の署名または、記名・押印が必要とされているが（安衛則第52条に基づく様式第6号）、これは、安衛法制定当時、産業医制度がなかなか定着しなかったために、昭和53年に、安衛則を改正してその定着の促進を図ろうとしたものである<sup>83</sup>。

#### 18.5.3 特殊健康診断

特定化学物質健康診断結果報告（特化則第41条）

①有機溶剤等健康診断結果報告（有機則第30条の2）

②鉛健康診断結果報告（鉛規則第55条）

③四アルキ鉛健康診断結果報告

④高気圧業務健康診断結果報告（高気圧則第40条）

⑤電離放射線健康診断結果報告（電離則第58条）

⑥除染等電離放射線健康診断結果報告

⑦石綿健康診断結果報告

⑧じん肺健康診断結果報告

⑨指導勧奨による特殊健康診断結果報告など（重量物取扱作業、VDT作業等29業務）

#### 18.5.3 労働者死傷病報告

事業者に対し、労働者が労働災害その他就業中または事業場内若しくはその付属建物内における負傷、窒息または急性中毒により死亡し、または休業したとき（これには、理論上、過労死や精神疾患なども含ま

れる。通勤途上災害は業務上ではないため含まれないが、業務上の交通事故（いわゆる交通労災）は含まれる）は、労働者死傷病報告として、労働者が4日以上休業したときは遅滞なく、私傷病報告書（様式第23号）、休業が1日以上3日以内であるときは、四半期ごとにまとめて、各期間の最後の月の翌月の末日までに、死傷病報告書（様式第24号）を提出することを義務付けている（第1項、安衛則97条）。

実務的には、精神疾患の発症が私病である可能性が強いと判断し場合に、労働者死傷病報告書の提出を怠るケースが散見される。しかしながら、労働者死傷病報告書の趣旨が労災予防にあることに鑑み、提出の履行が事業者求められる。

また、死傷病報告書の故意による未提出や虚偽記載と見なされた場合には、いわゆる「労災隠し」として50万円以下の罰金に処せられることになる。労災隠しが行われる動機としては、①元請、下請けともに労災事故を発生させたことを理由とする工事受発注への支障、②労災保険のメリット制による保険料の増額、③刑事責任追及からの回避、④作業責任者、監督者の勤務評価の低下、などが挙げられている<sup>84</sup>。

従来から、派遣事業では、派遣元事業者及び派遣先事業者の双方に死傷病報告書の提出義務が課せられ、派遣先事業者は、私傷病報告書を所轄の労働基準監督署長に提出するとともに、派遣元事業者が所轄監督署長へ労働者私傷病報告書を提出するために、その写しを派遣元事業者に送付することが必要であるとされていたが（労働者派遣法第45条第15項、安衛則第97条に基づく労働者死傷病報告書の様式、労働者派遣

法施行規則第42条）、派遣先事業者から、死傷病報告書が提出されないことが少なくなかった。

そこで、労働安全衛生規則様式23号を改定し、派遣元事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄と提出を受けた労働基準監督署の職員が派遣先事業所の労働保険番号を記入する欄が設けている（平成22年1月25日基発0125第1号）。

また、外国人労働者の労働災害については、2019（平成31）年に、私傷病報告書（様式第23号）の様式を改正し、当該外国人労働者（特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く）の「国籍・地域」、「在留資格」を記入する欄を設けるとともに、職員記入欄、備考欄を加えた。これは、外国人労働者数の増加を踏まえ、外国人の労働災害の正確な把握するためのである。

#### 18.5.4 事業者以外の者による報告

(1) 664条（特定元方事業者による報告）

（未了）

(2) 派遣法45条15項（派遣先にも報告義務）

（未了）

#### D. 考察

#### E. 結論

#### F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

H. 引用文献

- 1)
- 2)
- 3)

- <sup>1</sup> 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした所外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））第1分冊本文②3頁
- <sup>2</sup> 村木宏吉『労働安全衛生法の計画届 AtoZ』（大成出版社、2012年）2頁。
- <sup>3</sup> 寺本廣作『日本立法資料全集別巻46 労働基準法解説』（信山社、1998年）275～276頁。
- <sup>4</sup> 三柴丈典氏のご示唆による。
- <sup>5</sup> 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019年）102頁。
- <sup>6</sup> 昭22. 9. 13 発基17号。
- <sup>7</sup> 東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法 上巻』（有斐閣、2003年）160～161頁（山川隆一）、村木・前掲注（2）13頁。
- <sup>8</sup><https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>
- <sup>9</sup><https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>
- <sup>10</sup> 村木・前掲注（2）74頁。
- <sup>11</sup> 日本溶接協会 安全衛生・環境委員会「溶接および溶断の安全・衛生に係る法令」日本溶接協会「溶接技術」2003年7月号
- <sup>12</sup><http://shokuchokyoiku.com/kidodoryoku.html>
- <sup>13</sup> 村木・前掲注（2）78頁。
- <sup>14</sup>[http://www.kenchikuyogo.com/415-no/013-nobori\\_sanbashi.htm](http://www.kenchikuyogo.com/415-no/013-nobori_sanbashi.htm)
- <sup>15</sup> 村木・前掲注（2）79頁。
- <sup>16</sup>[http://www.kenchikuyogo.com/512-hi/052-hitokawa\\_ashiba.htm](http://www.kenchikuyogo.com/512-hi/052-hitokawa_ashiba.htm)
- <sup>17</sup>[http://www.kenchikuyogo.com/313-tsu/026-tsuru\\_ashiba.htm](http://www.kenchikuyogo.com/313-tsu/026-tsuru_ashiba.htm)
- <sup>18</sup> <https://tobi-jin.jp/column/3821.html>
- <sup>19</sup><https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120815-03.pdf>
- <sup>20</sup> 村木・前掲注（2）80～81頁。
- <sup>21</sup><https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>
- <sup>22</sup><https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>
- <sup>23</sup><https://www.nipponsteel.com/company/tour/process01.html/>
- <sup>24</sup> 村木・前掲注（2）82頁。
- <sup>25</sup> 村木・前掲注（2）83頁。
- <sup>26</sup><https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- <sup>27</sup><https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- <sup>28</sup><https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- <sup>29</sup> <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/kanri.html>
- <sup>30</sup><https://www.fieldtech.co.jp/p/law/page1.html>
- <sup>31</sup>[http://www.nikkuei.or.jp/index.asp?patten\\_cd=12&page\\_no=77](http://www.nikkuei.or.jp/index.asp?patten_cd=12&page_no=77)
- <sup>32</sup>[https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question\\_detail/q11131911436](https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q11131911436)
- <sup>33</sup> 村木・前掲注（2）95頁。
- <sup>34</sup> <https://www.sat-co.info/ec/asbestos>
- <sup>35</sup>[https://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/technology/pdf/bridge\\_points.pdf](https://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/technology/pdf/bridge_points.pdf)
- <sup>36</sup> <https://kotobank.jp/word/圧気工法-25935>
- <sup>37</sup> [http://dokugaku-dx.com/glossary/001/a\\_20130717\\_171236.html](http://dokugaku-dx.com/glossary/001/a_20130717_171236.html)
- <sup>38</sup><http://kentiku-kouzou.jp/kisokouzou-ziyama.html>

- <sup>39</sup> <https://kotobank.jp/word/火格子-609552>
- <sup>40</sup> <https://kotobank.jp/word/坑内掘り-62965>
- <sup>41</sup> 村木・前掲注（2）4頁。
- <sup>42</sup> <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2c.pdf>
- <sup>43</sup> [https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ms\\_system.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ms_system.pdf)
- <sup>44</sup> <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2b.pdf>
- <sup>45</sup> 労働災害の発生率については、労災保険のメリット収支率が75%以下である場合が該当する。なお、建設業の場合は、店社の参加のすべての現場の労災保険のメリット収支率（申請の日前1年間に通知されたもの）の平均が75%以下である場合である。
- <sup>46</sup> 自社の労働者又は関係請負人の労働者による労働災害（認定を受けようとする事業者に安衛法上元方事業者としての重大な責任があったものに限る）のうち、①死亡労働災害、②一度に3人以上の労働者に4日以上休業又は身体障害を伴った労働災害、③爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、避難勧告又は避難指示を伴ったものが該当する。第三者に主たる原因があるもの及び地震による災害等予見不可能なものとは含まれない。
- <sup>47</sup> 村木・前掲注（2）18頁。
- <sup>48</sup> 労働調査会編『改訂3版 労働安全衛生法の詳解』（労働調査会出版局、2009年）902頁。
- <sup>49</sup> 労働調査会編・前掲注（48）902頁。
- <sup>50</sup> 労働行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール10』（労働行政、2016）805頁。
- <sup>51</sup> 労働調査会・前掲注（48）904頁。
- <sup>52</sup> <https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillVehiclesReadjustLand.aspx>
- <sup>53</sup> 片岡昇・他著『新労働基準法論』（法律文化社、1982（昭57）年）551頁。
- <sup>54</sup> <http://www.bengoshi-honryu.com/wp-content/uploads/2010/08/F30307.pdf>
- <sup>55</sup> 日外喜八郎「労働基準監督行政」日本労働法学会編著『現代労働法講座 第9巻 労働保護法論』（総合労働研究所、1982年）254頁。
- <sup>56</sup> 松井幸夫「別冊ジュリスト判例百選Ⅱ〔第5版〕」（有斐閣、2007（平成）年）265頁。
- <sup>57</sup> 角森洋子「改訂 労働基準監督署への対応と職場改善」（労働調査会、2010年）20頁。
- <sup>58</sup> 三柴丈典氏のご教示による。
- <sup>59</sup> 行政指導は、行政手続法第2条第6号が定義しているが、これによれば、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」ろいう。その特徴は、指導内容が相手方の任意により実現されるという点にある。しかし、実際には、許認可権限をもつ行政機関が行う行政指導は、これに従わない場合、許認可の停止・剥奪をもたらすおそれがあり、事実上の拘束力がある。これに対して、行政処分は、行政手続法第2条第2項は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と定義している。また、行政不服審査法第1条は、不服申立ての対象として「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」を定義し、行政処分が対象とされている。ここでいう行政処分は行政事件訴訟法における処分と同義とされる。行政処分に対しては、行政事件訴訟法第2条が処分の取消を求める抗告訴訟の手続きを定めている。行政処分が何か明確な定義を置いておらず解釈に委ねられているが、取消訴訟の対象である行政処分が何かは争いがあり、判例は、「行政庁の法定に基づく行為すべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国家または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているも

の」(最判昭39.10.29民集18巻8号1809頁)としている。櫻井敬子・橋本博之『行政法(第4版)』(弘文堂、2013年)145頁、246頁、278～279頁。

<sup>60</sup>片岡昇前掲注(53)(1982(昭57)年)559頁。

<sup>61</sup>145回国会衆議院予算委員会議事録第21号(平成11年7月15日)34頁は、大森委員の質問の対して、伊藤(庄)政府委員は、司法処理基準について、一般的に重大な法違反、たび重なる法違反、明らかに故意に行われた法違反の三つの場合があたると答えている。角森前掲注(57)53頁。

<sup>62</sup>宮崎晃・西村裕一・鈴木啓太・森内公彦『労基署調査への法的対応の実務』(中央経済社、2017年)283頁。

<sup>63</sup>片岡昇前掲注(53)(1982(昭57)年)560頁。

<sup>64</sup>労働行政研究所編・前掲注(50)815頁。

<sup>65</sup>労働調査会編・前掲注(48)詳解970頁。

<sup>66</sup>尾添博『改定第2版 楽に読める安衛法概要と解説』(労働新聞社、2019(令和元)年)342頁。

<sup>67</sup>西谷敏・野田進・和田肇編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法』(日本評論社、2012年)283～284頁(梶川敦子)。

<sup>68</sup>厚生労働省労働基準局編『増補版 労働法コンメンタール労働基準法下』(労務行政、2003(平成)15年)957頁。

<sup>69</sup>『労働安全衛生法令違反 相談事例集』第2巻(第一法規、1992年)8342頁参照。

<sup>70</sup>同上。

<sup>71</sup>寺本・前掲注(3)277～278頁。

<sup>72</sup>労働調査会・前掲注(48)927頁。

<sup>73</sup>寺西輝泰『改訂版 労働安全衛生法違反の刑事責任——総論』(日労研、2004年)167～168頁。

<sup>74</sup>三柴丈典ほか前掲注(1)3頁

<sup>75</sup>労働調査会・前掲注(48)927頁。

<sup>76</sup>寺本・前掲注(3)277～278頁

<sup>77</sup>労働調査会・前掲注(48)928頁。

<sup>78</sup>栗原敬一『改正労働安全衛生法の詳解』(労働法令協会、1978年)615頁。

<sup>79</sup>「労働災害防止団体等に関する法律の内容」労政時報1760号(1964年)18～19頁。

<sup>80</sup>労働調査会・前掲注(48)930頁。

<sup>81</sup>畠中・前掲注(5)105頁

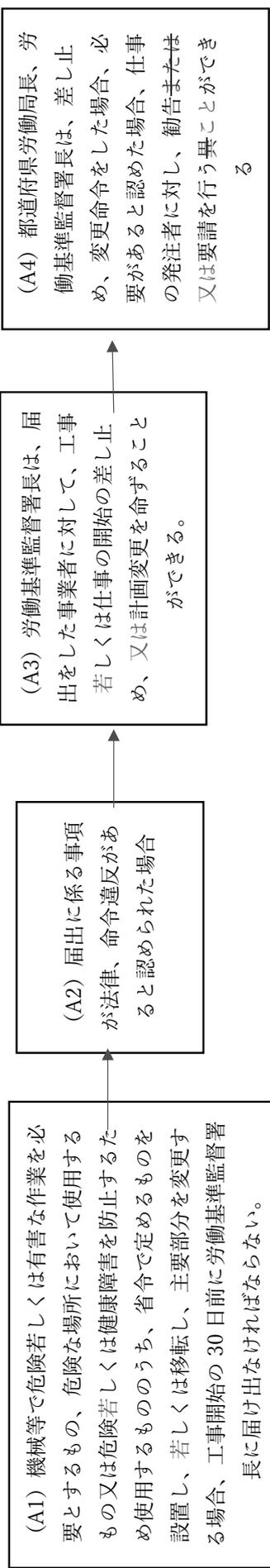
<sup>82</sup>石井まこと「労働の科学」(74巻9号・2019(令和元)年)14頁。

<sup>83</sup>畠中・前掲注(5)152頁。

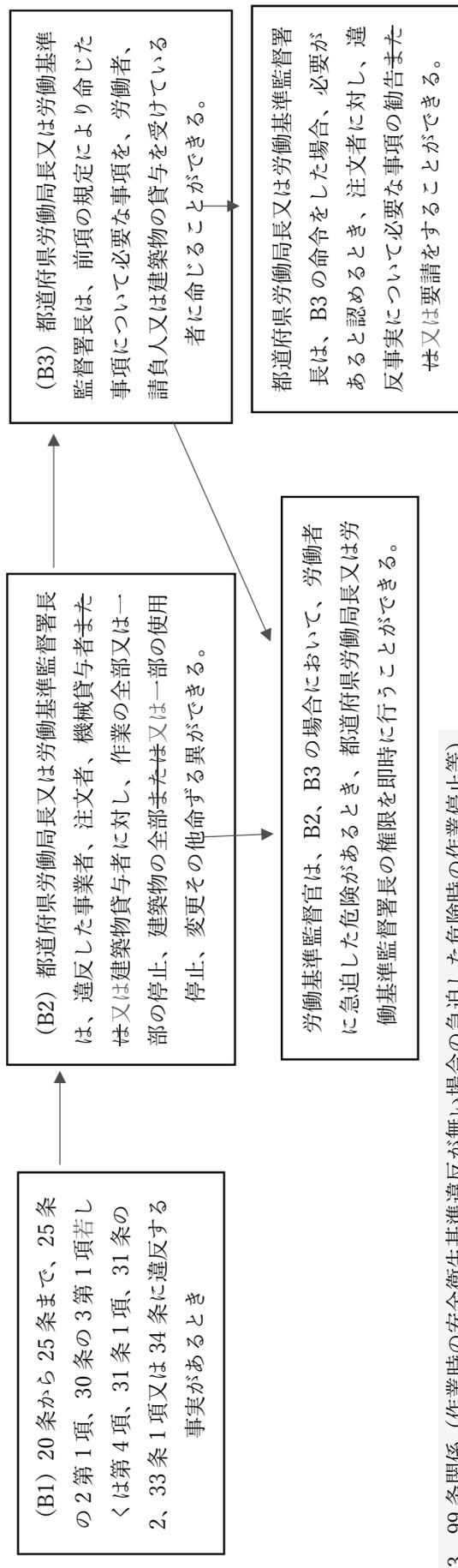
<sup>84</sup>畠中・前掲注(5)16頁。

労働安全衛生法の実効性確保 監督等

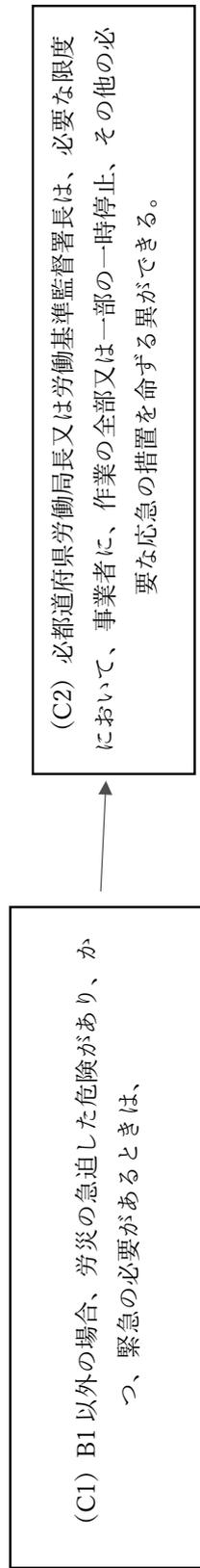
1. 88 条関係（事前予防。計画時の作業開始の差し止め・変更）



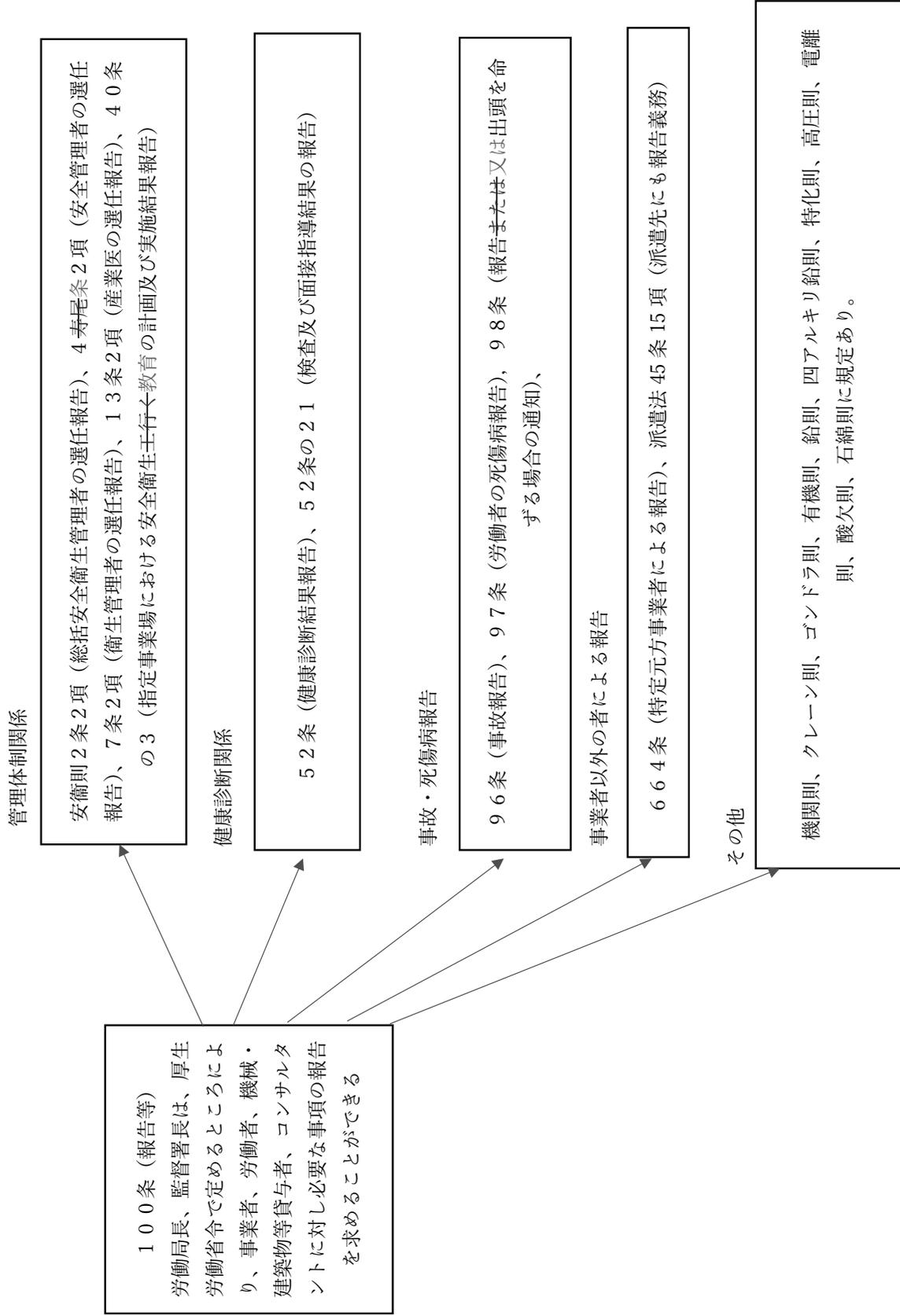
2. 98 条関係（作業時の安全衛生基準違反時の是正勧告及び使用停止等）



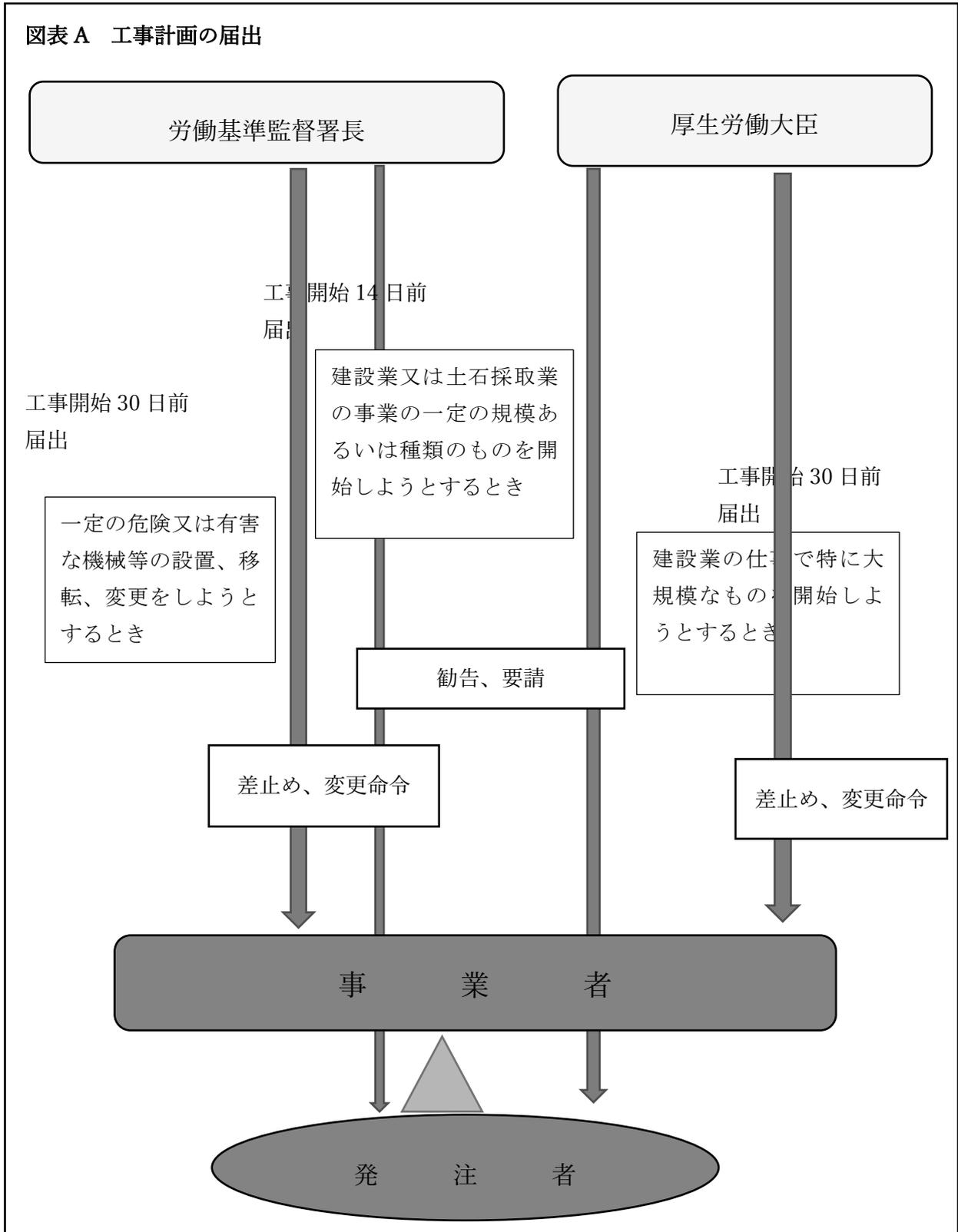
3. 99 条関係（作業時の安全衛生基準違反が無い場合の急迫した危険時の作業停止等）



4. 100 条関係 (管理、事故、死傷病等の報告等)



図表 A 工事計画の届出



様式第20号(第86条関係)

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の 名称		常時使用する 労働者数	
設 置 地			主たる事務所の 所在地	電話 ( )	
計画の概要					
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種 類 等	取 扱 量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名			参画者の 経歴の概要		
工事着手 予定年月日			工事落成予定 年 月 日		

年 月 日

事業者 職 氏

名 ⑩

労働基準監督署長 殿  
備考

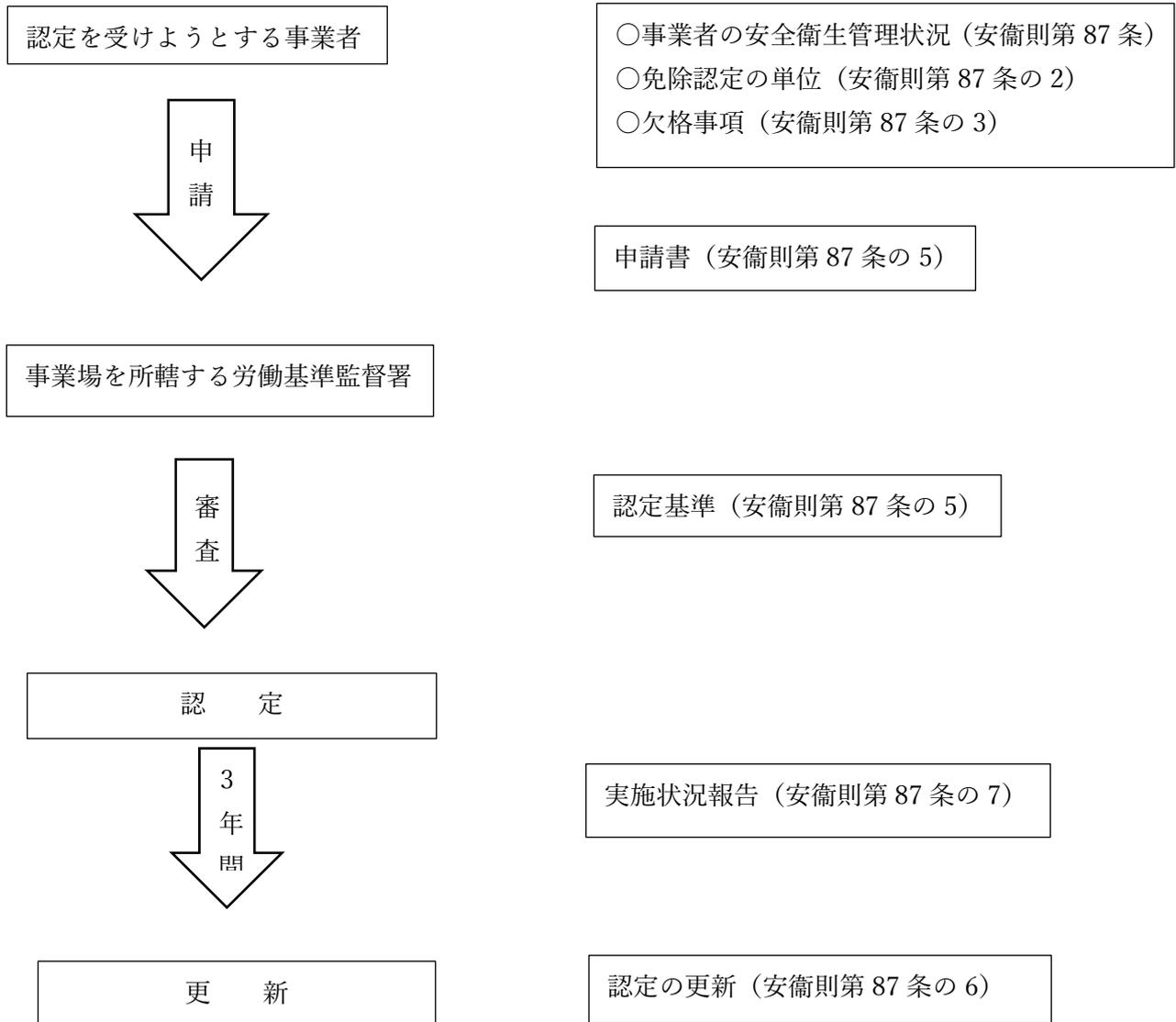
- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げ

る機械等の設置等の場合に記入すること。

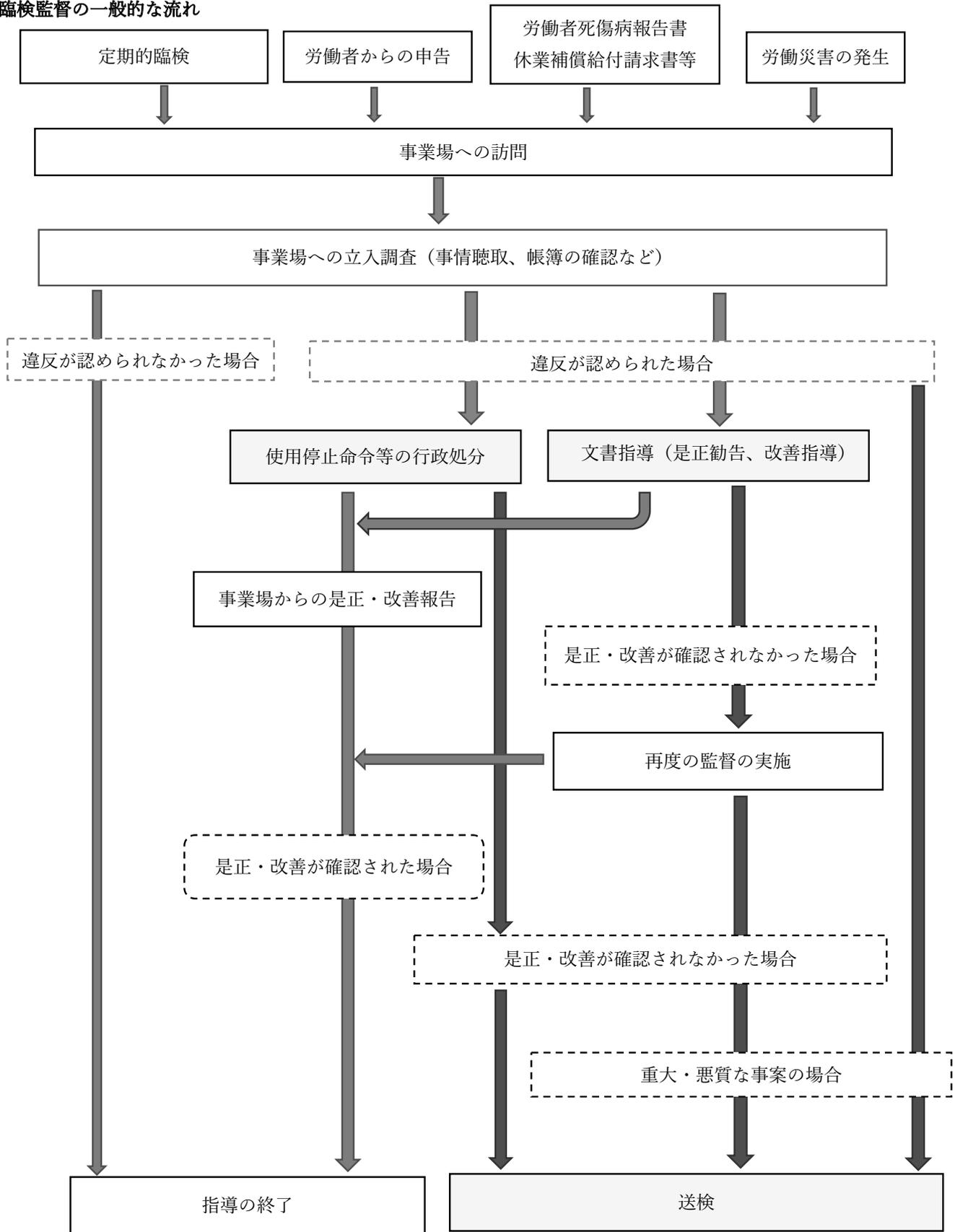
この場合において、以下の事項に注意すること。

- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。
  - ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
  - ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。
  - ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
  - 7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
  - 8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）及び換気の方法を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
  - 9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

## 計画届免除認定制度の概要



臨検監督の一般的な流れ



\* 上図は一般的な流れを示したもので、厚労省が公表している「労働基準監督署の役割」に掲載された図を鎌田が一部手直したものである。

# 是正勧告書

○年○月○日

A株式会社

B工場長 ○○ ○○ 殿

○○労働基準監督署  
労働基準監督官 ○○ ○○

貴社B工場における下記労働安全衛生法違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。なお、法条項に係る法違反(罰則のないものを除く。)については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事業の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

法条項等	違反事項	是正期日
労働安全衛生法 第65条第1項 (酸素欠乏症等防止規則第3条第1項)	腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあるタンク等の内部について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定していないこと。	今 後
同法第22条第1号 (酸素欠乏症等防止規則第5条第1項)	酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合において、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を100万分の10以下に保つように換気をしていないこと。	即 時
労働安全衛生法 第14条 (酸素欠乏症等防止規則第11条第1項)	第2種酸素欠乏危険作業について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任していないこと。	○年○月○日
	(以下、余白)	
受領年月日 受領者職氏名		( ) 枚のうち ( ) 枚目



「危険」の内容（労働安全衛生規則）（例）

規定の仕方	条文	通達	危険の内容
労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき	104①(合図) 130の3①(切断機等) 355(明り掘削作業) 432(はい作業) 479②(伐木作業) 518①(作業床) 651①	○ ○ ○ ○  裁判例※	総合運転方式において原動機にスイッチを入れる場合等 機械の可動部分が労働者の手の届く範囲にある場合 掘削面の高さが2m以上の掘削を行うとき等 はいが著しく傾いている場合、袋物のはいの高さが3mを超える場合等
ないとき	151の14(フォークリフト等) 151の18(リ)	○ ○	(条文)「落盤又は肌落ちによる危険・・・」 転倒のおそれなく、パレットの周囲に十分な高さの手すり等がある場合 積荷の重心の高さがフォークの垂直部上端の高さ以下である場合
労働者に危険が生ずるおそれのあるもの	109(巻取ロール等) 148(扇風機) 346①(低圧活線作業)	○	足元、作業衣が濡潤している等感電しやすい状態となっている場合
ないもの	122(丸のこ盤)	○	(条文)「横切丸のこ盤」、(通達)走行丸のこ盤等
労働者に危険を及ぼすおそれのある部分	101①(原動機、回転軸等) 130の8(ロール機)	○ ○	通常の作業又は通行の際に巻き込まれる等の危険がある部分 労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし・・・
労働者に危険が生ずるおそれのある場所 あるところ	153(建設機械等) 157の2 386(地山の崩壊) 453(港湾荷役作業) 151の140(架線集材機械)	○ ○  ○	明り掘削作業、砕石のための掘削作業、ずい道等の建設の作業を行う場所 傾斜角が5度を超える傾斜地等 (条文)「浮石の落下、落盤又は肌落ち」のおそれのあるところ (条文)「ハッチボードが落下する」等のおそれがあるところ アーム等の作業装置の可動範囲内の箇所等
労働者に危険が生ずるおそれのある箇所 危険のある箇所	519① 552①(仮設通路) 563①(足場作業床)	○	

労働者に危険を及ぼすおそれのない方法	150の2(回転試験の実施方法)	○	(条文)「遠隔操作の方法等」(通達)破壊時に破片の飛来を避けること
危険が予想されるとき	151の106(悪天候時作業禁止) 151の145(〃) 522(〃)	○ ○ ○	機械の斜面滑落、立木の倒壊、枝条の落下等による危険 強風等の気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む 〃
急迫した危険があるとき	575の13(土石流)	○	土石流時、土砂崩壊により天然ダムが形成されているとき等

# 使用停止等命令書

年 月 日

(事業者等)

殿

労働基準監督署長



(事業場の名称)

における下記の「命令の対象物件等」欄記載の物件等に関し、「違反法令」欄記載のとおり違反があるので労働基準法第 96 条の 3、103 条、労働安全衛生法第 98 条第 項に基づき、それぞれ「命令の内容」欄及び「命令の期間又は期日」欄記載のとおり命令します。

なお、この命令に違反した場合には送検手続きをとることがあります。

番号	命令の対象物件等	違反法令	命令の内容	命令の期間又は期日

備考

- 上記命令について、当該違反が是正された場合には、その旨報告してください。  
 なお、「番号」欄に口印を付した事項については、今後同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置して併せて報告してください。
- この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、命令があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- この命令に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、命令があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この命令に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。(この場合においても裁決を経る前から直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。)ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。
- この命令書は、3 年間保存して下さい。

受領年月日

年 月 日

受領者職氏名

<p><b>緊急措置命令書</b></p> <p>(事業者等)</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">殿</p> <p style="text-align: center;">労働基準監督署長</p> <p>(事業者の名称)</p>	<p>労働 署緊急第 号の</p> <p>平成 年 月 日</p>
<p>における については、</p> <p>下記のとおり労働災害発生のおそれがある危険があり、かつ、緊急の必要があるため、労働安全衛生法第99条の規定に基づき</p> <p style="text-align: right;">を命令します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<p>(注) 1 上記期間中に労働災害発生のおそれなくなった場合には、この命令を解除するので、その旨報告してください。</p> <p>2 この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣 労働局長に対して、審査請求することができます(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>3 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する最終の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>4 この命令書は、3年間保存してください。</p>	
<p>受領年月日</p> <p>受領者職氏名</p>	<p>平成 年 月 日</p>

